



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 1
- 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 3

監査委員事項

- 定期監査結果の公表…………… 4
- 財政的援助団体等監査結果の公表…………… 4
- 行政監査結果の公表…………… 4

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4

告 示

沖縄県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町仲里土地改良区から役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平田勉	久米島町字真謝84番地

沖縄県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
- 3 事業施行期間 平成28年 1月26日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市字宮里名座喜原、字宮里比留木原、宮里五丁目及び宮里六丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・87号浦西停車場線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 西原町字翁長、字幸地及び字徳佐田並びに浦添市前田三丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、西原町建設部都市整備課及び浦添市都市建設部都市計画課

沖縄県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1・5・1号幸地インター線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 西原町字翁長及び字幸地
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び西原町建設部都市整備課

沖縄県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・25号小禄名嘉地線及び3・5・2号赤嶺名嘉地線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 豊見城市字名嘉地
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び豊見城市都市計画部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年3月4日まで縦覧に供する。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 1月 5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奥間川流域保護基金
- 3 代表者の氏名 伊波義安

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市志真志四丁目24番地の7、304号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人類が自然生態系の一部であることを自覚し、生態系を破壊することを容認しない立場に立って、奥間川流域のナショナルトラスト運動に関する事業を行ない、以て自然保護に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年 3月 7日 沖縄県指令土第183号、平成27年 3月25日 沖縄県指令土第463号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字登川1420番ほか23筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字豊崎3番地68 沖縄日野自動車株式会社 代表取締役 福里浩介
- 5 検査済証番号 平成27年12月25日 第4264号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 8月10日 沖縄県指令土第709号、平成24年 3月29日 沖縄県指令土第285号（変更）、平成24年 6月28日 沖縄県指令土第844号（変更）、平成26年 2月28日 沖縄県指令土第129号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市大北三丁目4680番2（4工区及び5工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成27年12月25日 第4265号
- 6 工事完了年月日 平成27年12月 8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月22日 沖縄県指令土第1332号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波176番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波117番地 金城正信
- 5 検査済証番号 平成28年 1月15日 第4266号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月30日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成28年 1月26日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人カトリック沖縄学園ほか30団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成28年 1月26日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成28年 1月26日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成27年沖縄県選挙管理委員会告示第17号は、廃止する。

平成28年 1月26日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,273
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 239,206
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
名護市	15,663
うるま市	30,958
沖縄市	34,928
宜野湾市	24,442
浦添市	28,497
那覇市	84,257
豊見城市	15,337
南城市	11,054
糸満市	15,165
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,532
石垣市（八重山郡を含む。）	14,062
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,212
中頭郡	39,138
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,976

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成26年度定期監査の結果報告書

＜財務・事務に関する事項＞			
第1 監査の概要	16	1	18
1 監査対象年度	16	1	18
2 監査の実施方法及び実施方針	16	1	18
3 監査実施機関数及び実施状況	16	2	19
第2 監査の結果	16	7	20
1 財務に関する事項	16	7	20
2 事務に関する事項	16	10	20
3 部局別指摘件数	16	11	20
第3 監査所見	16	12	20
1 予算執行の適正化について	16	12	20
2 収入事務の適正化について	16	12	20
3 支出事務の適正化について	16	13	20
4 契約事務の適正化について	16	14	20
5 財産管理の適正化について	16	14	20
6 事務処理の適正化について	16	15	20
7 財務事務の適正化について	16	15	20
第4 部局別の指摘事項	16	16	20
【各部局共通】			
1 財務に関する事項	16	16	20
[支 出]			
(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	16	16	20
(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの	16	16	21
[契 約]			
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	16	16	21
2 事務に関する事項	17	17	21
[防火管理体制]			
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	17	17	21
【知事公室】			
1 財務に関する事項	18	18	21
[予 算]			
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	18	18	22
[支 出]			
(1) 報酬が過不足払いとなっていたもの	18	18	22
【総務部】			
1 財務に関する事項	18	1	18
[収 入]			
(1) 徴収に努力を要するもの	18	(1)	18
(2) 調定事務が適正でなかったもの	18	(2)	18
[支 出]			
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18	(1)	18
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	19	(2)	19
【企画部】			
1 財務に関する事項	20	1	20
[支 出]			
(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの	20	(1)	20
【環境部】			
1 財務に関する事項	20	1	20
[契 約]			
(1) 契約事務が適正でなかったもの	20	(1)	20
[財 産]			
(1) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	20	(1)	20
【子ども生活福祉部】			
1 財務に関する事項	20	1	20
[予 算]			
(1) 切手が必要以上に購入されていたもの	20	(1)	20
[収 入]			
(1) 徴収に努力を要するもの	20	(1)	20
(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	21	(2)	21
[支 出]			
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	21	(1)	21
(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	21	(2)	21
[契 約]			
(1) 契約事務が適正でなかったもの	21	(1)	21
2 事務に関する事項	21	2	21
(1) 許可事務が適切でなかったもの	21	(1)	21
(2) その他事務が適正でなかったもの	22	(2)	22
【保健医療部】			
1 財務に関する事項	22	1	22
[収 入]			
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	22	(1)	22

[支 出]	22	[収 入]	26
(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	22	(1) 徴収に努力を要するもの	26
[契 約]	22	[支 出]	26
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22	(1) 資金が過不足払いとなっていたもの	26
[財 産]	22	【土木建築部】	26
(1) 物品処分同いをしていなかったもの	22	1 財務に関する事項	26
(2) 切手の管理が適正でなかったもの	22	[予 算]	26
【農林水産部】	22	(1) 収入印紙が必要以上に購入されていたもの	26
1 財務に関する事項	22	[収 入]	27
[予 算]	23	(1) 徴収に努力を要するもの	27
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	23	(2) 請求事務が適正でなかったもの	27
[収 入]	23	[支 出]	27
(1) 徴収に努力を要するもの	23	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	27
(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	23	[契 約]	27
[支 出]	23	(1) 契約事務が適正でなかったもの	27
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	23	[財 産]	28
(2) 旅費が過払いとなっていたもの	24	(1) 物品処分同いをしていなかったもの	28
(3) その他支出事務が適正でなかったもの	24	(2) 切手の管理が適正でなかったもの	28
[契 約]	24	(3) 公用車の利活用が図られていなかったもの	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	24	【病院事業局】	28
[財 産]	25	1 財務に関する事項	28
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25	[収 入]	28
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	25	(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	28
【商工労働部】	25	[支 出]	28
1 財務に関する事項	25	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	28
[予 算]	25	(2) 検査調書を作成していなかったもの	30
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	25	(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	30
[収 入]	25	[契 約]	30
(1) 徴収に努力を要するもの	25	(1) 契約事務が適正でなかったもの	30
[支 出]	26	(2) 契約方法について改善を要するもの	30
(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの	26	[財 産]	30
[契 約]	26	(1) 切手の管理が適正でなかったもの	30
(1) 契約方法について改善を要するもの	26	(2) 証紙の管理が適正でなかったもの	31
[財 産]	26	【教育庁】	31
(1) 許可事務が適正でなかったもの	26	1 財務に関する事項	31
【文化観光スポーツ部】	26	[予 算]	31
1 財務に関する事項	26	(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	31

[支 出]	31
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	31
(2) 報償費の支出事務が適正でなかったもの	32
(3) 支出の年度区分が誤っていたもの	32
(4) 検査調書を作成していなかったもの	32
(5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	32
(6) その他支出事務が適正でなかったもの	33
[契 約]	33
(1) 契約事務が適正でなかったもの	33
[財 産]	33
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	33

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。
監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度
平成26年度

<工事等に関する事項>

2 監査の実施方法及び実施方針

第1 監査の概要	34
1 監査対象	34
2 監査期間	34
3 監査の方法及び着眼点	34
4 監査の実施状況	34
第2 監査の結果及び所見	36
1 特記仕様書について	36
2 工事の安全管理に改善を必要とするもの	36
3 建物の安全確保について追加対策の検討が必要なもの	37
4 調査・設計について改善を要するもの	37
5 工事調整会議の実施について	37

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- ア 実地監査
監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- イ 書面監査
監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- ア 財務に関する事項
 - (7) 未収金の債権管理について
 - (4) 沖縄振興特別推進交付金事業について
- イ 事務に関する事項
 - (7) 重要備品の取得及び管理について
 - (4) 金券類（タクシークーポン、テレホンカード等）の管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	5	1
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	5	5	5	0
子ども生活福祉部	20	20	18	2
保健医療部	10	10	9	1
農林水産部	43	43	43	0
商工労働部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	6	6	6	0
土木建設部	24	24	24	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	6	3
病院事務局	7	7	7	0
議会事務局	1	1	1	0
教育庁	94	94	56	38
警察本部	45	45	37	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	317	317	262	55

(2) 実地監査の実施状況
実地監査の実施機関は、次のとおりである。
実地監査は、平成27年1月15日から同年8月26日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	平成27年7月23～24日 " 8月11日	消費生活センター 平和祈念資料館	" 3月11日 " 2月24日 " 3月17日
本庁各課	平成27年8月4～6日 " 8月20日	本庁各課	平成27年7月21～22日 " 8月14日
総務事務センター	" 7月7～9日 " 8月20日	看護大学	" 5月22日 " 6月17日
宮古事務所各課	" 5月13日 " 6月11日	衛生環境研究所	" 3月11日 " 4月23日
八重山事務所各課	" 5月26～27日 " 6月10日	総合精神保健福祉センター	" 2月26日 " 3月17日
東京事務所	" 2月12～13日 " 3月9日	中央食肉衛生検査所	" 3月12日 " 4月23日
名護県税事務所	" 4月14日 " 5月14日	本庁各課	平成27年7月21～24日 " 8月18日
コザ県税事務所	" 4月21日 " 6月10日	北部農林水産振興センター各課	" 2月24～27日、3月3日 " 3月24日
那覇県税事務所	" 5月20日 7月27日 " 6月19日	宮古農林水産振興センター各課	" 5月19～22日 " 6月25日
自動車税事務所	" 6月30日 " 7月24日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月26～29日 " 6月9日
本庁各課	平成27年6月15～18日 " 7月31日	農業研究センター	" 4月21日 " 5月21日
本庁各課	平成27年6月16～17日 " 7月28日	農業研究センター名護支所	" 4月16日 " 5月11日
動物愛護管理センター	" 3月10日 " 4月15日	農業研究センター宮古支所	" 5月15日 " 6月12日
本庁各課	平成27年7月7～9日、22日 " 7月31日	農業研究センター石垣支所	" 5月26日 " 6月11日
北部福祉保健所	" 4月16～17日 " 5月11日	畜産研究センター	" 2月6日
中部福祉保健所	" 3月12～13日 " 4月21日	森林資源研究センター	" 2月4日 " 3月19日
南部福祉保健所	" 2月12～13日 " 3月25日	水産海洋技術センター	" 2月26日 " 3月17日
宮古福祉保健所	" 5月14日 " 6月25日	水産海洋技術センター右垣支所	" 5月27日 " 6月8日
八重山福祉保健所	" 5月28～29日 " 6月8日	海洋深層水研究所	" 2月6日 " 4月21日
女性相談所	" 3月10日 " 4月14日	中央卸売市場	" 2月27日 " 3月24日
若夏学院	" 3月5日 " 4月15日	病害虫防除技術センター	" 3月12日
コザ児童相談所	" 4月22日 " 5月11日	中部農業改良普及センター	" 3月11日 " 4月21日
中央児童相談所	" 4月22日 " 5月18日	南部農業改良普及センター	" 4月14日 " 5月20日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
農林水産部	農業大学校	都市モノレール建設事務所	" 5月19日 " 6月18日	
	中央家畜保健衛生所	下水道管理事務所	" 4月21日 " 5月27日	
	家畜衛生試験場	下水道建設事務所	" 4月24日 " 5月27日	
	家畜改良センター	会計課	平成27年7月1日 " 7月24日	
	中部農林土木事務所	物品管理課	" 7月1日 " 7月24日	
	南部農林土木事務所	本庁各課	平成27年6月9日～11日 " 7月28日	
	南部林業事務所	久志浄水管理事務所	" 3月6日 " 4月24日	
	栽培漁業センター	北谷浄水管理事務所	" 2月12日 " 3月30日	
	本庁各課	県立病院課	平成27年7月21～22日 " 8月20日	
	工業技術センター	北部病院	" 6月2～4日 " 7月23日	
商工労働部	工業振興センター	中部病院	" 6月24～26日 " 7月23日	
	具志川職業能力開発校	南部医療センター・こども医療センター	" 6月9～11日 " 7月8日	
	浦添職業能力開発校	精和病院	" 6月2～3日 " 7月8日	
	本庁各課	宮古病院	" 6月9～10日 " 7月14日	
	芸術大学	八重山病院	" 6月24～26日 " 7月13日	
	博物館・美術館			
	文化観光スポーツ部	本庁各課		
		本庁各課		
		北部土木事務所		
		中部土木事務所		
南部土木事務所				
宮古土木事務所				
八重山土木事務所				
沖縄県ダム事務所				
下地島空港管理事務所				

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育庁	本庁各課	本庁各課	平成27年7月28日～7月31日 " 8月11日
	国頭教育事務所	国頭教育事務所	" 2月24～25日 " 3月24日
	中頭教育事務所	中頭教育事務所	" 1月28日 " 2月18日
	那覇教育事務所	那覇教育事務所	" 1月29～30日 " 2月26日
	島尻教育事務所	島尻教育事務所	" 1月28日 " 2月26日
	宮古教育事務所	宮古教育事務所	" 2月19～20日 " 3月16日
	八重山教育事務所	八重山教育事務所	" 2月19～20日 " 3月27日
	総合教育センター	総合教育センター	" 1月29～30日 " 2月18日
	県立図書館	県立図書館	" 2月13日 " 3月10日
	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	" 1月16日 " 2月13日
教育庁	本部高等学校	本部高等学校	" 2月5日
	前原高等学校	前原高等学校	" 1月20日 " 2月9日
	コザ高等学校	コザ高等学校	" 2月3日 " 3月19日
	浦添高等学校	浦添高等学校	" 1月21日 " 2月10日
	那覇高等学校	那覇高等学校	" 1月23日
	豊見城高等学校	豊見城高等学校	" 1月23日 " 2月12日
	知念高等学校	知念高等学校	" 2月6日
	糸満高等学校	糸満高等学校	" 1月29日 " 2月20日
	西原高等学校	西原高等学校	" 1月16日 " 2月13日
	北谷高等学校	北谷高等学校	" 2月17日 " 3月30日
教育庁	南風原高等学校	南風原高等学校	" 2月3日 " 3月6日
	美里高等学校	美里高等学校	" 1月27日
	宜野湾高等学校	宜野湾高等学校	" 1月23日 " 2月24日
	豊見城南高等学校	豊見城南高等学校	" 2月5日 " 4月27日
	北中城高等学校	北中城高等学校	平成27年1月16日 " 2月17日
	那覇西高等学校	那覇西高等学校	" 1月30日
	那覇国際高等学校	那覇国際高等学校	" 1月21日
	中部農林高等学校	中部農林高等学校	" 1月21日
	美里工業高等学校	美里工業高等学校	" 1月15日 " 2月10日
	那覇工業高等学校	那覇工業高等学校	" 1月22日 " 2月24日
教育庁	南部工業高等学校	南部工業高等学校	" 2月4日
	那覇商業高等学校	那覇商業高等学校	" 1月22日
	沖繩水産高等学校	沖繩水産高等学校	" 1月28日 " 2月20日
	開邦高等学校	開邦高等学校	" 2月4日 " 3月6日
	向陽高等学校	向陽高等学校	" 2月3日
	久米島高等学校	久米島高等学校	" 2月5日 " 4月21日
	八重山高等学校	八重山高等学校	" 2月19日 " 3月27日
	八重山農林高等学校	八重山農林高等学校	" 2月18日 " 3月12日
	八重山商工高等学校	八重山商工高等学校	" 2月18日 " 3月12日
	宮古総合実業高等学校	宮古総合実業高等学校	" 2月17日 " 3月16日
教育庁	泊高等学校	泊高等学校	" 1月27日
	沖繩盲学校	沖繩盲学校	" 1月27日 " 2月12日
	沖繩ろう学校	沖繩ろう学校	" 1月15日 " 2月17日
	美咲特別支援学校(〃はなさき分校)	美咲特別支援学校(〃はなさき分校)	" 1月15日 " 2月10日
	大平特別支援学校	大平特別支援学校	" 1月20日 " 2月10日
	鏡が丘特別支援学校(〃浦添分校)	鏡が丘特別支援学校(〃浦添分校)	" 1月20日
	名護特別支援学校	名護特別支援学校	" 3月4日 " 4月24日
	沖繩高等特別支援学校	沖繩高等特別支援学校	" 1月22日 " 2月9日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成27年7月28日～31日 " 8月18日	議会事務局	平成27年6月12日 " 7月16日
警察学校	" 3月3日 " 4月21日	監査委員事務局	平成27年6月12日
那覇警察署	" 3月4日 " 4月15日	人事委員会事務局	平成27年7月2日 " 8月26日
浦添警察署	" 3月3日 " 4月20日	労働委員会事務局	平成27年7月3日 " 8月19日
宜野湾警察署	" 3月6日 " 4月15日	選挙管理委員会	平成27年6月17日 " 7月31日
嘉手納警察署	" 3月6日 " 4月14日	海区漁業調整委員会事務局	平成27年7月24日 " 8月18日
宮古島警察署	" 2月18日	内水面漁場管理委員会事務局	平成27年7月24日 " 8月18日
八重山警察署	" 2月20日 " 3月11日	収用委員会事務局	平成27年7月14日 " 8月14日

注：1 監査対象機関は平成27年4月1日現在で表記している。
2 監査実施期日欄の日付けは二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成27年8月5日から同月27日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
商工労働部	大阪事務所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 龍谷高等学校 普天間高等学校 首里高等学校 真和志高等学校 小嶺高等学校 陽明高等学校 与勝高等学校 与勝緑が丘中学校 具志川高等学校 嘉手納高等学校 沖里東高等学校 北部農林高等学校 中部農林高等学校 南部商業高等学校 浦添工業高等学校 浦添工業高等学校 中部商業高等学校 美米工科高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 球陽高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 名護商工高等学校 那覇特別支援学校 泡盛特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡盛特別支援学校 桜野特別支援学校 西崎特別支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行時期が適正でなかつたもの	4	広報交流課 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 工業技術センター 県立学校教育課 (4機関)
切手が必要以上に購入されていたもの	1	八重山福祉保健所 (1機関)
収入印紙が必要以上に購入されていたもの	1	中部土木事務所 (1機関)
計	6	(6機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	17	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉保健所 中部福祉保健所 南部福祉保健所 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 中部土木事務所 (24機関)
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかつたもの	1	総務私学課 (1機関)
請求事務が適正でなかつたもの	1	南部土木事務所 (1機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかつたもの	3	南部福祉保健所 農業研究センター 宮古島支所 (3機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかつたもの	1	保健医療政策課 (1機関)
計	24	(37機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	総務私学課 総合情報政策課 交通政策課 青少年・こども家庭課 保健医療政策課 北部農林水産振興センター 農林水産整備課 農業研究センター 宮古島支所 浦添職業能力開発校 中部病院 八重山病院 (12機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	消防学校 北部福祉保健所 農業研究センター 石垣支所 宜野湾警察署 八重山警察署 (5機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	36	行政管理課 総務センター ニザ県税事務所 障害福祉課 北部農林水産振興センター 家畜保健衛生課 北部農林水産振興センター 農林水産整備課 家畜改良センター 道路街路課 下水道管理事務所 県立病院 北部病院 中部病院 八重山病院 精和病院 ことし医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 文化財課 那覇教育事務所 鳥尻教育事務所 浦添高等学校 八重山高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 美映特別支援学校はなさき分校 (23機関)
報酬が過不足払いとなっていたもの	1	防災危機管理課 (1機関)
賃金が過不足払いとなっていたもの	1	文化振興課 (1機関)
支出の年度区分が誤っていたもの	1	八重山農林高等学校 (1機関)
給与に関する事務が適正でなかったもの	2	企画調整課 産業政策課 (2機関)
旅費が過払いとなっていたもの	1	家畜改良センター (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	5	人事課 子育て支援課 保健医療政策課 北部病院 施設課 (5機関)
報償費の支出事務が適正でなかったもの	1	美里工業高等学校 (1機関)
検査調書を作成していなかったもの	2	中部病院 八重山農林高等学校 (2機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	2	家畜衛生試験場 開邦高等学校 (2機関)
計	54	(56機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	看護大学 中部農林土木事務所 栽培漁場センター 具志川職業能力開発校 八重山病院 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 (8機関)
契約事務が適正でなかったもの	19	動物愛護管理センター コザ児童相談所 八重山福祉保健課 衛生環境研究所 保健医療政策課 衛生環境研究所 北部農林水産振興センター 家畜保健衛生課 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 中部農林土木事務所 南部農林水産振興センター 農業水産整備課 中部農林土木事務所 南部土木事務所 下地島空港管理事務所 下水道建設事務所 北部病院 八重山病院 精和病院 県立学校教育課 向陽高等学校 名護特別支援学校 (18機関)
契約方法について改善を要するもの	3	工業技術センター 中部病院 (2機関)
計	23	(28機関)

(5) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
物品処分回をしていないかったもの	2	衛生環境研究所 宮古土木事務所 (2機関)
財産の管理が適正でなかったもの	3	園芸振興課 中央家畜保健衛生所 宮古総合実業高等学校 (3機関)
切手の管理が適正でなかったもの	4	健康長寿課 住宅課 北部病院 八重山病院 (4機関)
証紙の管理が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター (1機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	2	北部農林水産振興センター 農業水産整備課 南部土木事務所 (2機関)
公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	環境保全課 (1機関)
許可事務が適正でなかったもの	1	工業技術センター (1機関)
計	14	(14機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの (各部局共通)	1	管財課 中部福祉保健所 中部病院 南風原高等学校 八重山高等学校(寄宿舎) 八重山警察署(安全運転学校八重山分校) (6機関)
許可事務が適切でなかったもの	1	南部福祉保健所 (1機関)
その他事務が適正でなかったもの	1	八重山福祉保健所 (1機関)
計	3	(8機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計 H26 H25	増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産			
知事公室	1		1				2	2	0
総務部		3	9				12	12	13
企画部			1				1	1	1
環境部				2		1	3	3	0
子ども生活福祉部	1	6	2	2			11	2	13
保健医療部		1	1	2		2	6		6
農林水産部	1	5	5	4		3	18		18
商工労働部	1	3	1	1		1	7		7
文化観光スポーツ部		1	1				2		2
土木建築部	1	4	2	3		3	13		13
出納事務局							0		0
企業局							0		0
病院事務局		1	15	5		3	24		24
議会事務局							0		0
教育庁	1		14	3		1	19		19
警察本部							0		0
その他の行政委員会事務局							0		0
共通			2	1			3	1	4
計	6	24	54	23	0	14	121	3	124
H25	3	33	54	25	1	11	127	6	133
増	3	△9	0	△2	△1	3	△6	△3	△9

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

病院事務局 : 24件 (前年度比 17件減)
 教林水産部 : 19件 (前年度比 7件増)
 子ども生活福祉部 : 18件 (前年度比 3件減)
 土木建築部 : 13件 (前年度比 3件減)
 土木建築部 : 13件 (前年度比 6件増)

第3 監査所見

平成26年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、支出負担行為が適正でなかったもの、予定価格に係る事務が適正でなかったもの、財産の管理が適正でなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部統制機能の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

年度開始前に入札を実施していたもの、また、切手や収入印紙を必要以上に購入し、不経済な支出となっているものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性、有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は37億5,937万円で、前年度より10.2%の減少、特別会計の収入未済額は48億6,717万円で、前年度より40.5%減少している。

病院事業会計の医薬未収金（個人負担分）は19億2,922万円で、前年度より2.0%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジット収納など収納機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、「沖繩県における今後の債権管理に関する方針（平成27年8月策定）」などを踏まえ、引き続き、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) 現金の取扱い等

収納金の指定金融機関等への払込みが遅延していたもの、出納員名義以外の公金保管用預金口座を開設していたもの、現金収納の際に領収書を交付せず預かり証を交付していたものがあった。

現金の取扱いは、その性質上慎重を要することから、地方自治法、財務規則等に則り厳格に行っていたいただきたい。

また、申請書や願書に添付された証紙に消印を押していないものがあった。

申請書類等を充分に確認し、証紙条例施行規則等に基づく確な処理を図ると、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額6,322,235円、不足払い額1,027,618円）。

特に、期末手当や勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給していたものや休暇等による除算期間を誤っていたものが多く見受けられた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けていたものなどがあった。

これらの原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するものや認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更に伴う届出を職員が失念していたなどが考えられる。

職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部を除く。）の諸手当に関する事務については、平成27年1月に設置された総務事務センターへ移管されたため、センターへの指摘が多く見受けられた。センターにおいては、今後、諸手当の支給要件や変更届出について、職員へ一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なもので定期的な検証する必要がある。

センターによる事務の対象とならない組織については、給与事務に係る制度熟知のための研修の充実強化及び管理監督者等による指導監督を徹底していただきたい。

また、所得税選付金が選付されずに資金前渡口座に残っていたものがあった。

資金前渡口座を有する機関においては、資金前渡職員による口座の管理を徹底し

ていただきたい。

(2) その他の支出事務

早収期限までに電気料金を支払わなかったことから遅収加算額が生じ不経済な支出となつているもの、支出の年度区分を誤つていたもの、委託料支払の際に所得税を源泉徴収していなかったもの、資金前渡精算を行っていないものがあった。

支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

また、支出負担行為の適正な処理については、会計管理者により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられた。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していないものや執行予定額を超える金額で作成していたもの、入札書の確認を適正に行っていないもの、変更契約を締結していないもの、検査調書を作成していないものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多い。そのため、研修の充実により関係法令の理解の向上を図ることで適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すことができものを分割して随意契約を締結していただくものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであるが随意契約を締結していただくものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について

物品の処分に当たり処分同いをしていないもの、備品登録が漏れているもの、遊休化しているもの、公用車の利活用が図られていないものや亡失損傷報告をしていないものがあった。

また、切手や証紙の受払簿が作成されていないもの、切手受払簿に記載された残枚数と実際の枚数に相違があるものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

6 事務処理の適正化について

消防法に基づく防火管理者の届出や消防計画の変更及び届出、消火訓練、消防設備の点検・報告をしていないなどの機関があった。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

また、食品衛生法に基づく許可事務が適切でないもの、自家用車を使用した出張について、旅行命令簿を作成していないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

7 財務事務の適正化について

物品の処分同い、予定価格調書の作成など財務規則に定める基本的手続を行っているもの、支出負担行為や契約において財務規則に基づかない事務処理を行っているものが依然として散見される状況にある。

財務規則は、地方自治法、同法施行令と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものである。それゆえ、職員一人ひとりにあつては、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意し職務を遂行しなければならぬ。

管理職員及び出納員などにおいては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底するとともに、所属内、部局内のチェック体制を検証し、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に、病院事業局においては、不適正な事務処理が多く確認された。病院事業局は、地方公営企業法に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。

また、沖繩振興特別推進交付金事業については、一部において改善を要する事項があったことから、関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

- ア 請負契約又は購入契約について、支出負担行為がなされていたもの
- ・ 病院事業局 (中部病院)
- イ 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの
- ・ 企画部 (交通政策課、総合情報政策課)
 - ・ 農林水産部 (北部農林水産振興センター 農業水産整備課、農業研究センター 宮古島支所)
 - ・ 商工労働部 (浦添職業能力開発校)
- ウ 貸借契約、購入契約及び請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの
- ・ 病院事業局 (中部病院、八重山病院)
- エ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの
- ・ 総務部 (総務私学課)
 - ・ 子ども生活福祉部 (青少年・子ども家庭課、障害福祉課)
 - ・ 保健医療部 (保健医療政策課、健康長寿課)
- (2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの
- 早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりあった。
- ・ 知事公室 (消防学校 2件合計15,132円)
 - ・ 子ども生活福祉部 (北部福祉保健所 8,376円)
 - ・ 農林水産部 (農業研究センター石垣支所 4,051円)
 - ・ 警察本部 (宜野湾警察署 43,101円、八重山警察署 11,204円)

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

予定価格に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

- ア 執行予定額が1件100万円以上の場合、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないかつたもの

- ・ 保健医療部 (看護大学)
- ・ 農林水産部 (栽培漁業センター)
- ・ 商工労働部 (具志川職業能力開発校)
- ・ 病院事業局 (八重山病院)
- ・ 教育庁 (那覇商業高等学校)

イ 予算執行回いで決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していたもの

- ・ 農林水産部 (中部農林土木事務所)
- ・ 教育庁 (沖縄水産高等学校、八重山商工高等学校)

2 事務に関する事項

〔防火管理体制〕

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりあった。

- ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出をしなければならないが、防火管理者の選任は行っていたが届出をしていなかったもの
- ・ 子ども生活福祉部 (中部福祉保健所)
 - ・ 教育庁 (八重山高等学校寄宿舎)

イ 防火対象物に該当する施設については、施設の増築等で防火対象物に変更があった場合は消防計画の変更及び届出をしなければならないが、変更及び届出をしていなかったもの

- ・ 病院事業局 (中部病院)

ウ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないが、実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部 (中部福祉保健所)
- ・ 教育庁 (南風原高等学校、八重山高等学校寄宿舎)

エ 消防用設備の機器点検及び報告がなされていないかつたもの

- ・ 警察本部 (八重山警察署安全運転学校八重山分校)

オ 消防設備等点検報告書において、改善を要するものが2年間改善されていないかつたもの

- ・ 総務部 (管財課)

【知事公室】

1 財務に関する事項

[予 算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行回いから入札前の手続までとされているが、航空貨物及び地上貨物運送業務契約において、年度開始前に一般競争入札を実施していた。
(広報交流課)

[支 出]

(1) 報酬が過不足払いとなっていたもの

嘱託員の報酬の支給に当たって、実際の出勤日ではなく勤務計画表の出勤日で算定したため、1名について51,600円の過払い、2名について合計51,600円の不足払いとなっていた。
(防災危機管理課)

【総務部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

ア	県税	(円、%)			
	調定額	収入未済額	収納率		
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3
対前年度比	107.22	107.84	82.7	86.1	—
	(国税課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)				
事 項	収入未済額	調定額に対する	収入未済額の		
イ	土地貸付料	収入未済額の割合	対前年度増加率		
	72,432,787円	6.2%	4.6%		(管財課)

(2) 調定事務が適正でなかったもの

私立学校幼稚園図書環境整備事業に係る補助金の受入れにおいて、財務会計システムへ入力したものの調定調査書を出力せず、決裁がなされていた。
(総務私学課)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員について回数券の金額で認定すべきところを定期券の金額を100分の50減額し認定していた。

また、病气休暇後の支給開始月を誤ったため、41,020円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、国民健康保険課)

イ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族が満22歳以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で413,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、那覇県税事務所)

ウ 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に給与システムの支給停止を4月に解除しなかったため、297,000円の不足払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、那覇県税事務所)

エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で71,550円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、中部土木事務所)

オ 単身赴任手当の支給に当たって、配偶者の転居により支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、410,000円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、宮古福祉保健所)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計488,475円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、北部福祉保健所)

キ 住居手当の支給に当たって、母から別棟の住宅を借り受けている場合は、住民票や確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でないまま同手当を支給したため、1,305,500円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター、北部福祉保健所)

ク 期末手当の支給に当たって、育児休業期間による除算期間の算定を誤ったため、120,432円の不足払いとなっていた。

(コザ県税事務所)

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

政策課題海外自主企画研修に係る通訳料について、資金前渡の精算が3か月以上遅れていた。

(人事課)

【企画部】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 給与に関する事務が適正でなかったもの

職員に還付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金13,600円が、還付されないまま資金前渡口座に残っていた。

(企画調整課)

【環境部】

1 財務に関する事項

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 犬捕獲材（執行予定額126,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(動物愛護管理センター)

イ 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、9日間で同一業者に5回発注（各100,000円以下、合計334,137円）していた。

(動物愛護管理センター)

【財産】

(1) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。

(環境保全課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 切手が必要以上に購入されていたもの

切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に373,640円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。

(八重山福祉保健所)

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	99,386,674円	50.4%	1.1%

(福祉政策課、各福祉保健所)

イ 母子父子寡婦福祉資金	172,257,374円	54.2%	△15.8%
貸付金元利収入	2,056,396円	56.6%	△15.9%
違約金及び延納利息	(青少年・子ども家庭課、各福祉保健所)		
ウ 児童扶養手当返還金	45,722,878円	93.8%	3.5%
	(青少年・子ども家庭課)		

エ 特別障害者手当返還金	1,815,240円	88.9%	10.0%
	(障害福祉課)		

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金	19,010,570円	77.9%	1.1%
	(障害福祉課)		

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

児童福祉施設負担金の収納に当たって、納入者を訪問のうえ現金で収納したが、領収書を交付せず預かり証を交付していた。

(南部福祉保健所)

【支出】

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給に当たって、有給休暇期間を誤って在職期間から除算したため、94,761円の不足払いとなっていた。

(障害福祉課)

(2) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入（3件）について、資金前渡の精算がなされていないなかった。

(子育て支援課)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業委託契約における実績報告書について、旅費等に二重に消費税を加算して算定していたものを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(八重山福祉保健所)

イ 物品の購入については長期継続契約が認められていないが、児童給食用脂い材料食品等の売買単価契約について、長期継続契約で契約していた。

(コザ児童相談所)

2 事務に関する事項

(1) 許可事務が適切でなかったもの

食品衛生法に基づく食品営業許可手続において、有効期限が切れたあとに有効期限

内に廻り許可を与えたこととしていた。

(南部福祉保健所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

自家用車を使用しての出張について、40件の旅行命令簿が作成されていた。また、(八重山福祉保健所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならぬが、准看護師試験手数料等について消印が押されていないものがあった。(保健医療政策課)

[支出]

(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入(1件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。(保健医療政策課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 医療安全相談センター相談員用パソコン賃貸借契約において、予算執行同いの決裁を受ける前に見積書を徴取し契約業者を決定していた。(保健医療政策課)

イ 実験用動物管理業務委託及びサーマルサイクラー一式購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。(衛生環境研究所)

[財産]

(1) 物品処分同いをしていないもの

パーソナルコンピュータ等4件(合計492,823円)の処分当たって、物品処分同いをしなければならぬが、同いをしていないものがあった。(衛生環境研究所)

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

切手受払簿において、過年度からの繰越数量と翌年度の受入数量の記録が異なっているものがあった。また、受入れが記録されていないものがあった。(健康長寿課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行同いから入札前の手続までとされているが、車両燃料等売買契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

(八重山農林水産振興センター 農林水産整備課)

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりであった。

ア	事業	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア	農業改良資金			
	貸付金元利収入	445,420,780円	89.3%	△4.6%
	連約金及び延納利息	78,831,242円	94.1%	△4.9% (農政経済課)
イ	林業改善資金			
	貸付金元利収入	41,546,666円	83.0%	△4.5%
	連約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0% (森林管理課)
ウ	沿岸漁業改善資金			
	貸付金元利収入	50,221,269円	70.5%	△3.1%
	連約金及び延納利息	976,782円	30.1%	△17.2% (水産課)

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならぬが、平成26年7月7日に収納した167,900円について同月29日に、同月18日に収納した83,700円について同月30日に払い込んでいた。(農業研究センター 宮古島支所)

イ 資金前渡職員として指定された場合を除き、出納員名義以外の公金保管用預金口座を開設してはならないが、サトウキビ代金専用口座が開設されていた。また、出納機関が収納した現金は指定金融機関等へ速やかに払い込まなければならぬが、当口座に平成26年4月7日に71,367円、同月28日に122,759円の入金があったが、同年7月1日に払い込んでいた。(農業研究センター 石垣支所)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっていた

るものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者が不在にもかかわらず配偶者がいる場合の額で認定し同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当の合計で、101,408円の不足払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、92,527円の過払いとなっていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ 通勤手当の支給に当たって、高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算定を誤ったため、41,085円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(2) 旅費が過払いとなっていたもの

旅行雑費について、長期研修による減額調整の算定を誤ったため、89,640円の過払いとなっていた。

(家畜改良センター)

(3) その他支出事務が適正でなかったもの

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。

(家畜衛生試験場)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 機械警備委託業務において、消費税改定に伴う契約金額の変更契約を締結せずに、消費税改定後の委託料を支払っていた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 長期継続契約においては、契約書の作成を省略することはできないが、長期継続契約による真喜屋ダム緊急気象情報委託業務において、契約書を省略し請書を提出させていた。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ サーバー賃貸借契約（執行予定額648,000円）に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、予算執行伺い時の参考見積書をもって契約を締結していた。

(中部農林土木事務所)

エ 名城海岸防災林造成工事に係る契約保証金の払出しにおいて、完了検査を実施

する前に契約保証金選付請求書のみで、払い出しされていた。

(南部林業事務所)

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

ア 備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならぬが、沖縄型植物工場プラント等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。

(園芸振興課)

イ 取得後27年が経過した顕微鏡（5,900,000円）について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続がなされていなかった。

(中央家畜保健衛生所)

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（9日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

(北部農林水産振興センター農業水産整備課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

競争入札における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行伺いから入札前の手続までとされているが、消防設備保守点検業務委託契約において、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

(工業技術センター)

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

	事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合
ア	小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,872,971,542円	51.7%
	連約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%
イ	賃貸工場施設使用料	33,382,180円	12.0%
ウ	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等	37,771,636円	100.0%

(中小企業支援課)

(企業立地推進課)

(企業立地推進課)

【支出】

- (1) **給与に関する事務が適正でなかったもの**
職員に選付すべき年末調整後の再調整による所得税還付金19,000円が、選付されないまま資金前渡口座に残っていた。
(産業政策課)

【契約】

- (1) **契約方法について改善を要するもの**
試験機器点検調整・校正作業委託（執行予定額652,320円）及びオートグラフ点検・校正作業委託（執行予定額432,000円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。
(工業技術センター)

【財産】

- (1) **許可事務が適正でなかったもの**
駐車場を民間企業に使用させていたが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないかった。
(工業技術センター)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) **徴収に努力を要するもの**
収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
県立芸大授業料	2,143,200円	0.8%	700.0% (芸術大学)

【支出】

- (1) **賃金が過不足払いとなっていたもの**
賃金の支給に当たって、出勤日数を誤って算定したため、28,392円の過払い、5,479円の不足払いとなっていた。
(文化振興課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

【予算】

- (1) **収入印紙が必要以上に購入されていたもの**
収入印紙の購入について、前年度から1,665,800円相当額が繰り越され、当該年度の払出高は80,200円分であるにもかかわらず、600,000円分を購入したため、不経済な支出となっていた。

(中部土木事務所)

【収入】

- (1) **徴収に努力を要するもの**
収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	708,945,282円	12.5%	1.1% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	36,025,965円	10.8%	15.5% (住宅課)
ウ 中城湾港施設使用料	2,387,208円	2.5%	114.6% (中部土木事務所)

(2) **請求事務が適正でなかったもの**

港湾施設使用料（195,802円）について、納入期限までに納付がないにもかかわらず、督促状の発出、文書、電話等による催告が行われず、1年以上未納となっていた。

(南部土木事務所)

【支出】

- (1) **給与が過不足払いとなっていたもの**
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、産前休暇を取得する職員について回数券の金額で支給すべきところを定期券の金額で支給したため、37,406円の過払いとなっていた。
(道路街路課)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、基準日に採用された臨時的任用職員に対し支給がなされていなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で74,233円の不足払いとなっていた。
(下水道管理事務所)

【契約】

(1) **契約事務が適正でなかったもの**

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、29日間で同一業者に9回発注（各100,000円以下、合計583,699円）していた。
(南部土木事務所)

イ さしほの里フェンス設置工事（執行予定額2,376,000円）に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

（下地島空港管理事務所）

ウ 作業服等購入（執行予定額135,150円）に係る随意契約において、2者以上見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

（下水道建設事務所）

【財産】

(1) 物品処分同いをしていないかったもの
長机等193件（合計12,466,514円）の処分に当たって、物品処分同いをしなければならぬが、同いをしていないかった。

（宮古土木事務所）

(2) 切手の管理が適正でなかったもの

2件160円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。

（住宅課）

(3) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数（49日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

（南部土木事務所）

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成26年度末における医業未収金（個人負担分）は1,929,227,862円となっており、前年度末より37,278,833円（2.0%）増加し多額となっていた。

（県立病院課、各県立病院）

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、最も経済的かつ合理的かつ認められる通常の通勤経路及び方法で認定すべきであるが、通勤経路を誤って認定していた。

また、定期券の金額により認定すべきところ回数券の金額で認定したため、55,888円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が30キロメートル未満のところを30キロメートルで認定し支給したため、36,000円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

ウ 通勤手当の支給に当たって、消費税率の変更に伴う認定額の変更がなされていなかった。また、支給月を誤ったため、46,710円の不足払いとなっていた。

（県立病院課）

エ 通勤手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため101,649円の過払いとなっていた。

（北部病院）

オ 期末手当の支給に当たって、在職期間の区分を誤ったため121,874円の不足払いとなっていた。

（中部病院）

カ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、同居している祖母の収入の確認が十分でないまま同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で1,276,591円の過払いとなっていた。

（中部病院）

キ 通勤手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定するが、除算日数を誤って同手当を支給したため、52,630円の過払いとなっていた。

（南部医療センター・こども医療センター）

ク 通勤手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、94,387円の過払いとなっていた。

（宮古病院）

ケ 通勤手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、46,792円の過払いとなっていた。

（宮古病院）

コ 通勤手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて162,888円、職員Bについて84,402円、職員Cについて55,076円の過払いとなっていた。

（八重山病院）

サ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため、40,633円の過払いとなっていた。

(精和病院)

(2) 検査調書を作成していなかったもの

ア 契約代金が100万円以上の備品の購入について、検査員は検査調書を作成しなればならないが、作成していなかった。

(中部病院)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 切手の購入(1件)について、資金前渡の精算が6か月遅れていた。

(北部病院)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 臨床研修医住宅賃貸契約において、年度途中で1室追加しているが、追加に伴う変更契約を締結していなかった。

(北部病院)

イ ファイルメーカーソフト購入(執行予定額881,519円)に係る随意契約において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

また、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていないかった。

(八重山病院)

ウ 中央監視装置更新工事において、工期を延長しているが、変更契約を締結していなかった。

(精和病院)

(2) 契約方法について改善を要するもの

ア 消防用設備保守点検業務(執行予定額3,050,250円)において、入札に付すべきであるにもかかわらず、随意契約により契約が締結されていた。

(中部病院)

イ ファコンイロハウジング修繕取替え(23件、合計3,226,392円)について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約していた。

(中部病院)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 切手について、受入れ、払出しをすべて切手受払簿に記録する必要があるが、

記録がなされていないものがあった。

(北部病院)

イ 西表西部診療所においては、八重山病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。

(八重山病院)

(2) 証紙の管理が適正でなかったもの

証紙について、受払簿が作成されていなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

【教育庁】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

プロポーザル方式における年度開始前の予算執行手続については、事前準備手続の範囲が予算執行回から企画審査までとされているが、就職活動キックオフ事業業務委託に係る随意契約(プロポーザル方式)において、年度開始前に審査結果を通知していた。

(県立学校教育課)

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給額の算定方法に誤りがあり、また、支給対象とならない出張中の移動期間についても同手当を支給したため、60,457円の過払いとなっていた。

(文化財課)

イ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて104,684円、職員Bについて65,534円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

ウ 勤労手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日を超える場合は在職期間から除算して算定すべきであるが除算されていなかったため、70,883円の過払いとなっていた。

(高尻教育事務所)

エ 勤労手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日未満であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、36,748円の不足払いとなつて

いた。

(浦添高等学校)

オ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の月単位の給与所得額が、年所得限度額の12分の1程度以上あり支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当の合計で535,133円の過払いとなっていた。

(八重山高等学校)

カ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で556,400円の過払いとなっていた。

(泊高等学校)

キ 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、採用前に随時的任用職員として勤務していた期間の一部を在職期間に含めていなかったため、93,432円の不足払いとなっていた。

(沖縄盲学校)

ク 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、62,115円の過払いとなっていた。

(美咲特別支援学校)

(2) 報償費の支出事務が適正でなかったもの

非常勤講師の報償費の支出に当たって、非常勤講師Aに対する支給額77,000円を非常勤講師B、非常勤講師Bに対する支給額66,000円を非常勤講師Aに支給対象者を誤って支給していた。

(美里工業高等学校)

(3) 支出の年度区分が誤っていたもの

電話料金の支出に当たって、支出の原因である事実の存した期間の属する会計年度で支出すべきであるが、翌年度の予算で支出していた。

(八重山農林高等学校)

(4) 検査調書を作成していなかったもの

シロアリ防除業務委託契約において、契約代金を定期的に支払うことがあらかじめ定められ1回あたりの支払金額が100万円以上であれば、検査員は検査調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

(八重山農林高等学校)

(5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入(3件)について、資金前渡の精算がなされていなかった。(施設課)

(6) その他支出事務が適正でなかったもの

予算を執行しようとするときは、その理由、金額等必要な事項を記載した書類を作成し予算執行同いをしなければならぬが、校舎保安警備委託の予算執行同いにおいて、金額が設定されていなかった。

(開邦高等学校)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 専門家活用体制整備委託契約において、事業実施箇所の変更がなされているが、契約書に基づく変更の申出及び承認がなされていなかった。

(県立学校教育課)

イ 契約金額が100万円以上の契約については、契約書を作成しなければならぬが、センサースイッチ一式購入(1,089,504円)について、請書が提出されていた。

(向陽高等学校)

ウ キーボードアンドランプ等備品購入(250,776円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。

(名護特別支援学校)

[財産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

学校用地として借り受けている国有地について、土地の賃借権は公有財産に該当しないにもかかわらず行政財産の目的外使用許可により第三者に使用させていた。また、借地を転貸するには賃貸人の承諾が必要であるが、承諾を得ていなかった。

(宮古総合実業高等学校)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成25年度、平成26年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部6機関、農林水産部3機関、企業局1機関
- (3) 監査対象工事等
 工事については、当初請負額5,000万円以上の工事から34件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成27年4月30日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

- (1) 監査の方法
 監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。
 技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取り現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。
 ア 計画、設計は、適正に行われているか。
 イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
 ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
 エ 工事の施工は、適正に行われているか。
 オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成27年7月14日 ～7月15日	沖繩クラウドデーターセンター（仮称）データセンター棟新築工事（建築2工区） 沖繩クラウドデーターセンター（仮称）新築工事（電気1工区） 国際物流拠点施設新築工事（建築2工区） 国際物流拠点施設新築工事（機械）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部土木事務所	平成27年6月17日 ～6月19日	国道505号道路改良工事（H25-2工区） 田原橋橋梁補修工事 国道331号大保福地橋橋梁耐震補強工事（H25-1） 本部港（本部地区）防波堤（沖）ケーソン製作工事（H26-6-北振） 国道331号トンネル設計業務委託（塩屋工区）
中部土木事務所	平成27年6月24日 ～6月26日	宜野湾北中城線道路改良工事（H25-1） 3・2・6号胡屋池瀬線街路改良工事（H25-1） 伊計平良川線世開橋補修工事（H25） 中城湾港（泡瀬地区）中仕切堤及び養浜整備工事（H26-2） 胡屋池瀬線（胡屋橋梁）実施設計業務委託（H25）
南部土木事務所	平成27年7月8日 ～7月10日	宜野湾南風原線1号線上部工事 南風原中央線街路改良工事（H25-1工区） 県道43号線夫婦橋橋梁改築工事（上部工） 中城湾港（西原与那原地区）浮棧橋整備工事（H26-1） 南部東道路橋梁調査測量設計業務委託（高平高架橋）
宮古土木事務所	平成27年6月30日 ～7月1日	伊良部大橋橋梁整備第8期工事（上部工その10） 保良西里線道路改修工事（H25-2） 長山港（渡口地区）浮棧橋整備工事
下水道建設事務所	平成27年7月2日 ～7月3日	宜野湾浄化センター汚泥処理棟築造工事（その4） 宜野湾浄化センターガスタンク機械設備工事M13 宜野湾浄化センター水処理施設築造工事（その2）
北部農林水産振興センター	平成27年8月4日 ～8月5日	小浜地区畑地かんがい施設工事（南工区） 恩納村第2地区土砂流出防止対策事業（2工区）
南部農林土木事務所	平成27年8月6日 ～8月7日	名護漁港改修工事（H25-繰-1） 南大東地区第3防波堤工事（25-6） 吉富地区ソージガー貯水池工事（25-2） 糸満市第4地区沈砂池工事

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
宮古農林水産振興センター	平成27年7月2日 ～7月3日	マクソコ地区畑地かんがい施設工事 (H25-1) 西新生地区ほ場整備工事 (H26-2) 池間漁港岸壁改良工事
企業局建設企画課	平成27年6月9日 ～6月11日	新石川浄水場高度処理電気計装設備工事 (その1) 北谷浄水場排泥池建設工事 西原～糸満送水管布設工事 (豊原工区) その1

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、10機関37工事等を対象として実施した。
監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されているが、次の項目について改善・検討を要するものがあった。

今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示すべきところが明示されていなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

(土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項)

2 工事の安全管理に改善を必要とするもの

防波堤工事において、防波堤基礎掘削は発破により行われている。発破作業を行うには労働安全衛生法の規定に基づき発破技士等の資格が必要である。

しかし、水中での発破作業においては、発破技士の指揮の下、発破技士等の資格を有しない潜水士によって火薬装てん作業が行われていた。

今後、水中での発破作業は発破技士等の資格を有した潜水士により行うよう改めていただきたい。
(南部農林土木事務所)

3 建物の安全確保について追加対策の検討が必要なもの

建物新築工事において、2階、3階に植栽のためのバルコニーが設置されている。このバルコニーは、植栽の管理を行う者のみが作業を行うために利用する場所となっている。

しかし、バルコニーに設置された転落防止用横桟は1本のみであるため、今後の維持管理作業を含めた安全確保について、設備の見直し又は安全面での追加対策を検討していただきたい。
(施設建築課)

4 調査・設計について改善を要するもの

橋梁耐震補強工事において、既設部に鉛塗装が実施されており、既設塗装記録表に明示されていた事項を参考としなかったため、鉛中毒予防規則に基づく作業時の安全対策及び廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期が生じていた。

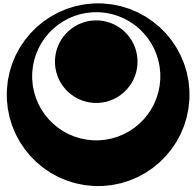
事前の調査不足による工期変更が生じないよう十分留意していただきたい。

(北部土木事務所)

5 工事調整会議の実施について

橋梁補修工事や上下水道設備工事等において、特に専門的な技術内容を含む工事については、設計の意図を十分に理解し、工程の変更や工期の遅れを防ぐために、発注者、設計委託会社及び受注者の三者による工事調整会議を実施することを今後検討していただきたい。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成26年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要		1
1 監査対象年度及び実施期間		1
2 監査の着眼点		1
3 監査の実施状況		2
第2 監査の結果及び所見		4
1 監査の結果		4
2 監査所見		6
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要		7
○学校法人 カトリック沖縄学園		7
○学校法人 善隣学園		8
○学校法人 アミックス国際学園		9
○公益財団法人 沖縄県文化振興会		10
○那覇空港ビルディング株式会社		12
○合資会社 多良間海運		14
○大東海運株式会社		15
○パイオ・サイト・キヤピタル株式会社		16
○公益財団法人 おきなわ女性財団		17
○社会福祉法人 美原福祉会		18
○公益財団法人 沖縄県平和祈念財団		19
○公益財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター		21
○公益財団法人 沖縄県農業振興公社		23
○公益財団法人 沖縄県畜産振興公社		26
○一般財団法人 沖縄県水産公社		28
○沖縄県森林組合連合会		29
○沖縄県農業会議		30
○那覇空港貨物ターミナル株式会社		31
○沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体		33
○那覇商工会議所		34
○沖縄県信用保証協会		35
○株式会社 沖縄ダイケン		37
○文化の杜共同企業体		38
○沖縄県住宅供給公社		39
○沖縄県緑化種苗協同組合		41
○久米島空港ターミナルビル株式会社		42
○沖縄都市モノレール株式会社		43
○日本トランスオーシャン航空株式会社		45
○公益社団法人 うるま市シルバークン人材センター		46
○公益社団法人 南城市シルバークン人材センター		47
○公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議		48

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、31の財政的援助団体等（出資団体13、財政的援助団体19、公の施設の指定管理者12団体）の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 平成26年度
- (2) 監査実施期間 平成27年9月1日から同年10月30日まで

2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

- (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
- (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
- (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管		
学校法人 カトリック沖縄学園	平成27年9月2日	補助金
学校法人 善隣学園	平成27年9月9日	補助金
学校法人 アミークス国際学園	平成27年9月17日 平成27年10月23日	補助金
総務部・文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	平成27年9月1日 平成27年10月30日	出資・補助金・ 指定管理者
企画部所管		
那覇空港ビルディング株式会社	平成27年9月1日 平成27年10月27日	出資・貸付金
合資会社 多良間海運	平成27年9月4日	補助金
大東海運株式会社	平成27年9月11日	補助金
パイオ・サイト・キャピタル株式会社 (沖縄ライフサイエンス研究センター)	平成27年9月16日	指定管理者
子ども生活福祉部所管		
公益財団法人 おきなわ女性財団	平成27年9月10日	出資
社会福祉法人 美原福祉会 (沖縄県立石嶺児童園)	平成27年9月16日	補助金・指定管理者
子ども生活福祉部・土木建設部所管		
公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 (平和の礎、平和祈念公園)	平成27年9月1日	補助金・指定管理者
保健医療部所管		
公益財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター	平成27年9月2日 平成27年10月21日	出資・補助金
農林水産部所管		
公益財団法人 沖縄県農業振興公社	平成27年9月2日 平成27年10月28日	出資・補助金・ 貸付金
公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	平成27年9月4日 平成27年10月28日	出資・補助金
一般財団法人 沖縄県水産公社	平成27年9月10日 平成27年10月30日	出資
沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	平成27年9月15日	指定管理者
沖縄県農業会議	平成27年9月18日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管		
那覇空港貨物ターミナル株式会社	平成27年9月9日 平成27年10月27日	出資・貸付金
沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体 (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区)	平成27年9月11日 平成27年10月21日	指定管理者
那覇商工会議所	平成27年9月15日	補助金
沖縄県信用保証協会	平成27年9月18日 平成27年10月27日	出資・補助金・ 損失補償
商工労働部・土木建設部所管		
株式会社 沖縄ダイケン (沖縄IT津梁パーク施設、 県民広場地下駐車場)	平成27年9月3日、18日	指定管理者
文化観光スポーツ部所管		
文化の杜共同企業体 (沖縄県立博物館・美術館)	平成27年9月3日	指定管理者
土木建設部所管		
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅 北部地区、中部A地区、 中部B地区、南部地区)	平成27年9月4日 平成27年10月30日	出資・貸付金・ 指定管理者
沖縄県緑化種苗協同組合 (名護中央公園、浦添大公園、パンナ公園)	平成27年9月9日	指定管理者
久米島空港ターミナルビル株式会社	平成27年9月11日 平成27年10月9日	出資
沖縄都市モノレール株式会社	平成27年9月15日 平成27年10月27日	出資・補助金・ 貸付金
日本トランスオーシャン航空株式会社	平成27年9月17日	補助金
教育庁所管		
公益社団法人 うるま市シルバールバー人材センター (沖縄県立石川青少年の家)	平成27年9月10日 平成27年10月23日	指定管理者
公益社団法人 南城市シルバールバー人材センター (沖縄県立玉城青少年の家)	平成27年9月17日	指定管理者
警察本部所管		
公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	平成27年9月16日	出資

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
注：監査実施期日欄が2段書きとなっているものは、下段が監査委員が監査対象団体にアウト向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項は次のとおりである。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務等の改善を要するもの

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、時間外勤務手当の支給に当たって、勤務1時間当たりの給与額の算出を誤ったため、3名について合計69,768円の不足払いとなっていた。(警察本部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が、133,380,704円と多額になっていた。(土木建築部所管)

(2) 雇用に係る事務に関するもの

一般財団法人沖縄県水産公社では、雇用期間に定めのある職員の雇用に際し、労働基準法等に基づく労働条件通知書の交付が行われていなかった。(農林水産部所管)

(3) 公の施設の管理に関するもの

ア バイオ・サイト・キャピタル株式会社では、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理運営において、平成26年4月及び12月から52機種の共用研究機器の貸し出しを行っているが、平均稼働率は3.0%と低い状況にあった。(企画部所管)

イ 文化の杜共同企業体では、沖縄県立博物館・美術館の指定管理運営において、観覧料の減免を行う場合、減免規程を作成し、県の承認を得なければならぬが、承認を得ずに減免していた。(文化観光スポーツ部所管)

ウ 文化の杜共同企業体では、沖縄県立博物館・美術館の指定管理運営において、講堂の利用料金を1時間当たり、入場料を徴収しない場合3,680円(平成26年7月まで3,500円)、入場料を徴収する場合11,010円(同10,490円)と定めているが、

午後6時から午後9時までについて、条例で定める範囲を超えて利用料金を設定し、徴収していた。(文化観光スポーツ部所管)

エ 平和祈念公園の指定管理運営において、不可抗力の発生に起因する増加費用は基本協定書第38条に基づき県が負担するものとなっているが、台風被害による増加費用の一部を公益財団法人沖縄県平和祈念財団に負担させていた。(土木建築部所管)

オ 公益社団法人うるま市シルバーク人材センターでは、沖縄県立石川青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された年2回以上の消防訓練を1回しか実施していなかった。(教育委員会所管)

2 監査所見

(1) 会計事務等の適正化について

財政的援助団体等の会計事務などにおいて、手当の支給に誤りがあるもの、未収金の徴収に努力を要するものがあった。

また、雇用に係る事務において、労働基準法等に基づく労働条件通知書が交付されていなかった。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理等を行うとともに、執行体制の強化に努める必要がある。

県は、各団体における会計事務等の現状把握に努め、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している施設において、貸し出しを行っている共用研究機器の稼働率が低いもの、県の承認を得ずに観覧料を減免していたもの、条例で定める範囲を超えて料金を設定し徴収していたもの、台風被害による増加費用の一部を団体に負担させていたもの、消防訓練を適切に実施していなかったものがあった。

指定管理者は、公の施設の運営にあたり、基本協定に定められた事項を遵守するとともに、多くの県民が利用するものであることから、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など定められた事項を適切に実施する必要がある。また、貸し出しを行っている共用研究機器等の有効活用を図る観点から、稼働率の向上に努める必要がある。

県は、指定管理者制度の効果及び運営のあり方等について絶えず検証・評価を行うとともに、指定管理者が料金徴収業務などを基本協定や関係規程等に基づき適正に執行するようチェック機能を強化していただきたい。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう、常に健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう、常に適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対し、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、適切な指導・監督に努めるとともに、県においても、補助金交付等に係る事務の適正な執行に努めていただきたい。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にするとともに、業務状況等に対するモニタリングを的確に実施するなど、設置者として適切な指導・監督に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

学校法人 カトリック沖縄学園 (補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置しており、平成26年5月1日現在における生徒数は1,117人となっている。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	511,846,000	332,205,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	29,060,721	3,822,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金	2,808,495	1,960,000	人件費
沖縄県私立幼稚園読書環境整備事業費補助金	1,093,000	983,000	教育研究経費
沖縄県私立学校施設改築促進事業費補助金	1,225,846,500	100,000,000	建物
合 計	1,770,654,716	438,970,000	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出	
	金 額	構成比
県補助金収入	438,970	24.8
その他の収入	1,331,685	75.2
合 計	1,770,655	100.0
支 出	金 額	構成比
人件費	434,173	24.5
教育研究経費	85,758	4.8
管理経費	4,753	0.3
設備費	20,124	1.2
建物	1,225,847	69.2
合 計	1,770,655	100.0

学校法人 善隣学園
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に幼稚園を設置しており、平成26年5月1日現在における園児数は79人となっている。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金(一般補助)	44,759,262	17,548,000	人件費、教育研究経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金(特別補助)	5,612,198	2,639,000	人件費、教育研究経費、設備費
沖縄県私立幼稚園読書環境整備事業費補助金	663,523	596,000	教育研究経費
沖縄県安心子ども基金事業補助金	1,112,400	370,000	設備費
合 計	52,147,383	21,153,000	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
県補助金収入	21,153	40.6	人件費	35,553	68.2	
その他の収入	30,994	59.4	教育研究経費	14,816	28.4	
			設備費	1,778	3.4	
合 計	52,147	100.0	合 計	52,147	100.0	

学校法人 アミークス国際学園
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に幼稚園、小学校、中学校を設置しており、平成26年5月1日現在における生徒数は513人となっている。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金(一般補助)	479,451,948	163,094,000	人件費、教育研究経費、管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金(特別補助)	80,402,439	7,904,000	人件費、教育研究経費、管理経費
沖縄県私立幼稚園読書環境整備事業費補助金	386,725	347,000	図書整備費、書架整備費、講演会実施経費
合 計	560,241,112	171,345,000	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
県補助金収入	171,345	30.6	人件費	379,525	67.7	
その他の収入	388,896	69.4	教育研究経費	119,256	21.3	
			管理経費	45,399	8.1	
			設備関係	15,674	2.8	
			その他の経費	387	0.1	
合 計	560,241	100.0	合 計	560,241	100.0	

公益財団法人 沖縄県文化振興会
(出資・補助金・公の施設の管理者)

3 収支状況について
平成26年度の補助事業及び指定管理料に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
県補助金等収入		87,106	25.2	人件費		157,615	44.8
指定管理料収入		212,196	61.4	管理費		19,329	5.5
その他の収入		46,079	13.4	事業費		174,801	49.7
合計		345,381	100.0	合計		351,745	100.0

4 財政状態について
平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
流動資産		77,413	15.8	流動負債		28,384	5.8
現金預金		32,577	6.7	未払金		20,242	4.1
未収金		36,425	7.4	預り金		2,036	0.4
貯蔵品(商品)		8,411	1.7	賞与引当金		6,106	1.3
固定資産		412,440	84.2	固定負債		27,960	5.7
基本財産		384,480	78.5	退職給付引当金		27,960	5.7
特定資産		27,960	5.7	負債合計		56,344	11.5
				正味財産		433,509	88.5
				指定正味財産		384,480	78.5
				(うち基本財産)		(384,480)	(78.5)
				一般正味財産		49,029	10.0
資産合計		489,853	100.0	負債及び正味財産合計		489,853	100.0

1 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化、学術、教育振興に寄与することを目的として、平成5年3月に財団法人として設立され、平成23年4月に公益認定を受けて公益財団法人へ移行している。

県は、「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理料として平成19年度から沖縄県公文書館の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 文化活動支援助成事業
- (2) 沖縄県芸術文化祭開催事業
- (3) おきなわ文学賞事業
- (4) 沖縄県伝統芸能公演支援事業
- (5) エイサー普及啓発事業
- (6) 沖縄文化活性化・創造発信支援事業
- (7) 沖縄県公文書館指定管理事業
- (8) 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金384,480,267円のうち、342,073,000円、89.0%を出資している。
- (2) 補助金の交付

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県文化振興事業等推進費補助金		72,904,781	40,946,000	人件費、事業費
沖縄県芸術文化祭事業負担金		6,902,850	4,518,000	事業費
文化観光戦略推進事業費補助金		53,377,943	41,642,246	人件費、事業費
合計		133,185,574	87,106,246	

(単位：円)

- (3) 指定管理料の交付
県が、「沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、212,196,000円となっている。

那覇空港ビルディング株式会社 (出資・貸付金)

3 財政状態について 平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	6,720,087	21.1	流動負債	4,428,084	13.9
現金預金	6,094,797	19.2	1年内返済長期借入金	1,764,061	5.5
売掛金	426,170	1.3	未払金	629,010	2.0
繰延税金資産	63,598	0.2	前受金	281,298	0.9
その他の流動資産	135,522	0.4	その他の流動負債	1,753,715	5.5
固定資産	25,084,103	78.9	固定負債	14,307,758	45.0
建物	23,021,142	72.4	長期借入金	11,642,024	36.6
機械装置	1,113,839	3.5	預り保証金	2,066,012	6.5
器具備品	308,625	1.0	その他の固定負債	599,722	1.9
構築物	105,309	0.3	負債合計	18,735,842	58.9
その他の固定資産	535,188	1.7			
			純資産合計	13,068,348	41.1
			(うち資本金)	(3,566,854)	(11.2)
資 産 合 計	31,804,190	100.0	負債及び純資産合計	31,804,190	100.0

1 事業の概要

当社は、那覇空港における旅客ターミナルビルの整備及び管理運営に当たるとともに、平成4年12月1日に第三セクター方式により設立された。

那覇空港は、国際交流拠点の形成、本県の基幹産業である観光リゾート産業の振興など県経済の自立的发展を図るための基盤として位置づけられており、国内線及び県内路線網の拠点空港として重要であることから、公共性、利便性、快適性を確保するとともに、我が国の南の交流拠点に相応しい旅客ターミナルの管理運営を行っている。

平成26年度における乗降客数は、国内線で約1,587万7千人（対前年比4.4%増）、国際線で162万8千人（対前年比63.5%増）となっている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 熱源設備更新工事 第II期工事
- (2) 中央監視装置設置更新
- (3) 国際線・国内線ビル保安検査機器設置
- (4) 新立体駐車場建設工事（建築設計等）

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付を行っている。

- (1) 資本金の出資
発行済株式48,000株のうち、12,000株、議決比率25.0%を出資している。
- (2) 貸付金の状況

平成26年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	平成26年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事業	740,000,000	0	0	740,000,000

**合資会社 多良間海運
(補助金)**

- 1 補助の目的**
 県は、地域住民に必要な公共交通手段の確保・維持を図るため、欠損額が生じている離島航路事業者に欠損額の一部について補助金を交付している。
 当社は、多良間島、宮古島間の旅客定期航路事業を行っている。

- 2 補助事業の内容**
 平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
離島航路運営等補助金	303,336,005	39,882,380	運営費、人件費補助

(単位：円)

- 3 収支状況について**
 平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 入	入		支		出	
	科 目	金 額	科 目	金 額	金 額	構成比
県補助金収入	39,882	13.1	運輸費用	146,957	48.4	
国補助金収入	86,690	28.6	営業費用	156,379	51.6	
市補助金収入	19,941	6.6				
運輸収益	152,600	50.3				
営業収益	4,223	1.4				
合 計	303,336	100.0	合 計	303,336	100.0	100.0

(単位：千円、%)

**大東海運株式会社
(補助金)**

- 1 補助の目的**
 県は、地域住民に必要な公共交通手段の確保・維持を図るため、欠損額が生じている離島航路事業者に欠損額の一部について補助金を交付している。
 当社は、北大東島、南大東島の旅客定期航路事業を行っている。

- 2 補助事業の内容**
 平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
離島航路運営等補助金	478,774,928	47,730,426	運営費、人件費補助

(単位：円)

- 3 収支状況について**
 平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 入	入		支		出	
	科 目	金 額	科 目	金 額	金 額	構成比
県補助金収入	47,730	10.0	運輸費用	338,105	70.6	
国補助金収入	3,334	0.7	営業費用	140,670	29.4	
市補助金収入	23,865	5.0				
運輸収益	401,166	83.8				
営業収益	2,680	0.5				
合 計	478,775	100.0	合 計	478,775	100.0	100.0

(単位：千円、%)

バイオ・サイト・キャピタル株式会社
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成25年5月から沖縄ライフサイエンス研究センターの管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄ライフサイエンス研究センターの管理運営に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、14,587,170円となっている。
なお、平成26年度の利用料金収入は、26,874,679円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収	入		支		出	
	科 目	金 額	科 目	金 額	構成比	構成比
	指定管理料収入	14,587	人件費	25,571		61.4
	利用料金収入	26,875	管理諸費	8,120		19.5
	自主事業収入	1,694	光熱水費	2,727		6.6
			その他支出	5,213		12.5
合 計		43,156	合 計	41,631	100.0	100.0

公益財団法人 おきなわ女性財団
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年に設立された。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- (2) 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- (3) 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- (4) 女性団体交流ネットワーク事業
- (5) 女性の指導者育成事業
- (6) 女性情報の収集及び提供に関する事業
- (7) 女性問題等に関する相談事業
- (8) 男女共同参画推進の視点となる施設の管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本金393,597,341円のうち、250,000,000円、63.5%を出資している。

3 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	40,539	9.2	流動負債	6,479	1.5
現金預金	35,064	8.0	未払金	6,061	1.4
未収入	3,845	0.9	賞与引当金	312	0.1
出資金	1,602	0.3	預り金	106	0.0
立替金	28	0.0	固定負債	0	0.0
固定資産	399,770	90.8	負債合計	6,479	1.5
基本財産	393,597	89.4	正味財産	433,830	98.5
その他の固定資産	6,173	1.4	指定正味財産	393,597	89.4
			(うち基本財産)	(393,597)	(89.4)
			一般正味財産	40,233	9.1
資 産 合 計	440,309	100.0	負債及び正味財産合計	440,309	100.0

**社会福祉法人 美原福祉会
(補助金・公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に設立され、障害者支援施設、保育所などを設置運営している。

県は、「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成20年度から沖縄県立石嶺児童園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県被虐待児童等地域療育支援体制構築モデル事業補助金	7,262,000	7,262,000	人件費、旅費等

(単位：円)

(2) 指定管理料の交付

県が、「沖縄県立石嶺児童園の管理運営に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、245,000,424円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

収 入	支 出		
	金 額	科 目	金 額
指定管理料	245,000	人件費	155,211
県補助金収入	7,262	事業費	71,499
その他の収入	4,358	事務費	17,814
合 計	256,620	合 計	244,524
		構成比	構成比
		95.5	63.5
		2.8	29.2
		1.7	7.3
	100.0	合 計	100.0

(単位：千円、%)

**公益財団法人 沖縄県平和祈念財団
(補助金・公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

当法人は、沖縄全戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人となった。昭和47年に財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称し、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。

県は、「沖縄県都市公園条例」第17条及び「沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例」第13条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から平和祈念公園及び平和の礎の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄全戦没者の御霊に関する事業
- (2) 霊域及び関連施設の維持管理等に関する事業
- (3) 平和の発信に関する事業
- (4) 平和の礎及び平和祈念公園指定管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県援護事業補助金	27,316,000	8,267,000	戦域霊域の清掃管理事業

(単位：円)

(2) 指定管理料の交付

県が、「平和祈念公園の管理に関する年度協定書」第4条並びに「平和の礎の管理に関する協定書」第4条及び「平和の礎の管理に関する協定書」第5条に基づき協議書に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、平和祈念公園35,732,571円、平和の礎20,768,915円、合計で56,501,486円となっている。

また、「平和祈念公園の管理に関する基本協定書」第38条第4項により、当法人に対し交付した追加的経費は1,651,451円となっている。

なお、平成26年度の施設利用収入は、平和祈念公園210,880円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	構成比	
補助事業	27,316	31.5	補助事業	27,316	31.8	
県補助金収入	8,267	9.5	人件費	18,057	21.0	
その他の収入	19,049	22.0	委託料等	9,259	10.8	
指定管理料収入	56,502	65.1	平和祈念公園	37,816	44.1	
平和祈念公園	35,733	41.2	人件費	8,411	9.8	
平和の礎	20,769	23.9	委託料	20,018	23.3	
追加的経費	1,651	1.9	光熱水費	2,814	3.3	
平和祈念公園	1,651	1.9	その他	6,573	7.7	
施設利用料収入	211	0.2	平和の礎	20,661	24.1	
平和祈念公園	211	0.2	人件費	11,058	12.9	
自主事業収入	1,088	1.3	委託料	5,117	6.0	
平和祈念公園	1,088	1.3	その他	4,486	5.2	
合 計	86,768	100.0	合 計	85,793	100.0	

公益財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター
(出資・補助金)

1 事業の概要

当法人は、生活衛生関係営業の衛生施設の改善向上、経営の健全化の指導・相談を行うとともに、生活衛生同業組合の自律的活動の促進を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立されている。「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年)に基づき、昭和53年に社団法人沖縄県環境衛生営業指導センターが設立され、昭和60年4月に財団法人沖縄県環境衛生営業指導センターに移行、法改正により平成13年に「環境を「生活」に変更、平成25年4月に公益財団法人に移行し現在に至っている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 相談指導事業 (相談室運営事業、税務相談事業、地区生活衛生営業相談事業、相談指導顧問設置事業、経営改善資金融資事業、生活衛生再生特別支援事業、巡回指導事業)
- (2) 健康・福祉対策支援事業
- (3) 後継者育成支援事業
- (4) 情報化整備事業
- (5) 消費者等コールセンター事業
- (6) 知事推薦事業
- (7) 特別相談員等研修事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金5,000,000円のうち、2,000,000円、40%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
生活衛生関係営業対策事業費補助金	18,499,410	18,499,410	生活衛生営業指導センター事業費補助(人件費、事業費)

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 (出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における農業・農村の持続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業基礎の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和48年8月に設立された。平成23年11月11日に、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会と合併し、同月22日に沖縄県青年農業者等育成センターとして知事の指定を受けた。

また、平成25年4月1日に公益法人へ移行に伴い、名称を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」へ変更し、翌年3月27日に農地中間管理機構として知事の指定を受けた。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農地保有合理化事業(農地賃借継続のみ)
- (3) 農地中間管理事業の特例(農地売買等事業)
- (4) 農地保有合理化一般事業
- (5) 畜産担い手育成総合整備事業
- (6) 不発弾等事前探査事業
- (7) 農業後継者育成確保事業
- (8) 沖縄県青年農業者等育成センター事業
- (9) 沖縄県青年就職給付金(準備型)受託事業
- (10) 沖縄県新規就職農一環支援事業(沖縄県農地データバンク活用事業)

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金の交付及び事業資金の貸付を行っている。

- (1) 基本金の出資
基本金33,500,000円のうち17,100,000円、51.0%を出資している。
また、それ以外に特定資産として200,000,000円を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県農地中間管理機構事業補助金	46,821,372	46,821,372	農用地の集団化等のための農用地賃借
沖縄県農地売買支援事業補助金	5,263,397	5,263,397	農用地の集団化等のための農用地売買
畜産担い手育成総合整備事業補助金	291,445,800	254,589,000	畜産農家の経営規模の拡大等
不発弾等事前探査事業	4,532,760	4,532,000	不発弾の事前探査
農業後継者育成対策補助金	8,574,348	7,404,000	農業後継者の育成確保等
就農サポーター事業(青年農業者等育成センター事業)補助金	5,000,131	5,000,000	青年等の就農促進等
沖縄県新規就職農一貫支援事業補助金	34,594,000	34,594,000	新規就農者への農地確保支援
合 計	396,231,808	358,203,769	

3 収支状況について 平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出	
	金額	構成比
県補助金収入	18,499	100.0
	人件費	13,551
	事業費	4,948
合 計	18,499	100.0

4 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	2,483	30.7	流動負債	1,418	17.5
現金預金	1,890	23.4	未払金	1,236	15.3
未収金	584	7.2	預り金	182	2.2
立替金	9	0.1	固定負債	0	0.0
固定資産	5,604	69.3	負債合計	1,418	17.5
基本財産	5,000	61.8	正味財産	6,669	82.5
その他の固定資産	604	7.5	指定正味財産	5,000	61.8
			(うち基本金)	(5,000)	(61.8)
			一般正味財産	1,669	20.7
資 産 合 計	8,087	100.0	負債及び正味財産合計	8,087	100.0

(3) 貸付金の状況

平成26年度における沖縄県就農支援資金貸付等要領に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区分	前年度末残高	平成26年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
就農支援資金貸付金	24,178,000	0	3,454,000	20,724,000

(単位：円)

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

科目	入		支		出	
	金額	構成比	科目	金額	構成比	金額
県補助金収入	358,204	90.4	事業費	390,774	98.6	
その他の収入	38,028	9.6	管理費	5,458	1.4	
合計	396,232	100.0	合計	396,232	100.0	

(単位：千円、%)

4 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	325,878	21.8	流動負債	196,334	13.2
現金預金	116,839	7.8	畜産事業未払金	147,821	9.9
畜産事業未収金	47,218	3.2	機構事業未払金	9,543	0.6
畜産事業貸倒引当金	△14,677	△1.0	預り保証金	14,465	1.0
補助金未収金	146,163	9.8	その他の流動負債	24,505	1.7
前払賃借料	6,441	0.4	固定負債	127,395	8.5
就農支援資金貸付金	6,561	0.4	畜産担い手総合整備事業長期借入金	72,992	4.9
機構事業用地	12,741	0.9	業長期借入金	20,724	1.4
その他の流動資産	4,592	0.3	就農支援資金長期借入金		
固定資産	1,167,714	78.2	金		
基本財産	33,500	2.2	その他の固定負債	33,679	2.2
特定資産	1,133,586	75.9	負債合計	323,729	21.7
その他の固定資産	628	0.1	正味財産	1,169,863	78.3
			(基本財産)	(33,500)	(2.2)
資産合計	1,493,592	100.0	負債及び正味財産合計	1,493,592	100.0

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社
(出資・補助金)

4 財政状態について
平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	1,053,301	7.5	流動負債	864,614	6.1
現金預金	762,994	5.4	未払金	839,515	5.9
未収金	269,958	1.9	その他の流動負債	25,099	0.2
その他の流動資産	20,349	0.2	固定負債	1,610,135	11.4
固定資産	13,071,257	92.5	基金	214,460	1.5
基本財産	818,245	5.8	積立金	291,978	2.1
特定資産	12,219,620	86.5	積立準備金	1,036,632	7.3
その他の固定資産	33,392	0.2	退職給付引当金	67,065	0.5
			負債合計	2,474,749	17.5
			正味財産	11,649,809	82.5
			指定正味財産	11,285,456	79.9
			(うち基本財産)	(714,782)	(5.1)
			一般正味財産	364,353	2.6
			(うち基本財産)	(103,462)	(0.7)
資 産 合 計	14,124,558	100.0	負債及び正味財産合計	14,124,558	100.0

1 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 肉用牛生産基盤改善対策事業
- (2) 肉豚生産基盤改善対策事業
- (3) 離島畜産活性化施設整備事業
- (4) 肉用牛経営安定対策補完事業
- (5) 肉用子牛生産者補給金制度

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県養豚経営安定対策事業補助金	111,760,500	14,081,823	養豚経営安定対策事業基金造成費
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	191,480,000	2,389,500	肥育経営者に対する補てん金交付
合 計	303,240,500	16,471,323	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額
県補助金収入	16,471	5.4	基金造成費	303,241
機構補助金	143,610	47.4		
生産者積立金	131,984	43.5		
公社負担	11,176	3.7		
合 計	303,241	100.0	合 計	303,241

一般財団法人 沖縄県水産公社
(出資)

1 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利を向上させ、もって消費者への水産物の安定供給と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和56年1月に設立された。
平成26年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 市場事業
- (2) 漁港管理受託事業
- (3) 給水事業
- (4) 給油事業
- (5) 冷凍冷蔵保管事業
- (6) 給水事業
- (7) 自動販売機等事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して、基本金319,000,000円のうち、250,000,000円、78.4%を出資している。

3 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	108,196	34.5	流動負債	4,198	1.4
現金預金	95,453	30.4	未払金	1,204	0.4
未収金	12,743	4.1	預り金	2,994	1.0
固定資産	205,865	65.5	固定負債	62,313	19.8
基本財産	30,000	9.6	退職給付引当金	62,313	19.8
特定資産	62,313	19.8	負債合計	66,511	21.2
その他の固定資産	113,552	36.1	正味財産	247,550	78.8
			指定正味財産	129,495	41.2
			(うち基本財産)	(30,000)	(9.6)
			一般正味財産	118,055	37.6
資 産 合 計	314,061	100.0	負債及び正味財産合計	314,061	100.0

沖縄県森林組合連合会
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当会に対し交付した指定管理料は、31,860,000円となっている。
なお、平成26年度の施設利用収入は、146,400円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料収入	31,860	97.9	人件費	18,140
施設利用料収入	146	0.4	委託料	4,155
自主事業収入	552	1.7	光熱水費	4,453
			その他の経費	5,258
合 計	32,558	100.0	合 計	32,006
				100.0

沖縄県農業会議
(補助金)

1 補助の目的

当会議は、農業者の公正な意見を反映し、農業・農村の立場を代表する組織として、その業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与することを目的として昭和47年12月に設立されたもので、県は、農業会議の運営等に要する経費について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金(農地利用集積の推進)	6,318,000	6,318,000	農業改善推進支援等
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金(経営構造対策推進)	8,719,000	8,719,000	経営構造コンタクトカーの設置等
沖縄県農業委員会交付金等	44,873,776	43,902,000	農業会議費補助金等
沖縄県農地集積・集約化対策事業費補助金(機構集積支援事業)	8,252,000	8,252,000	広域的な農地利用調整活動等への支援事業
沖縄県新規就農一貫支援事業補助金	3,434,000	3,434,000	就農コネクト・イネターの設置等
合 計	71,596,776	70,625,000	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
県補助金収入	70,625	98.6	農業改善推進支援等	6,318	8.8	
その他の収入	972	1.4	経営構造コンタクトカーの設置等	8,719	12.2	
			農業会議費補助金等	44,874	62.7	
			広域的な農地利用調整活動等への支援事業	8,252	11.5	
			就農コネクト・イネターの設置等	3,434	4.8	
合 計	71,597	100.0	合 計	71,597	100.0	

那覇空港貨物ターミナル株式会社
(出資・貸付金)

1 事業の概要

当社は、平成24年4月10日に那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業等を目的に設立された。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業
- (2) 不動産の管理・賃貸に関する事業
- (3) 建物及び電気・給排水、空気調整等、保安、運転管理
- (4) 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- (5) LCCターミナル巡回シャトルバスの運営委託業務

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに事業資金の貸し付けを行っている。

- (1) 基本金の出資
基本金1,000,000,000円のうち、250,000,000円、25%を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成26年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	平成26年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
新貨物ターミナル建設事業	1,026,672,000	0	93,332,000	933,340,000

3 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	826,635	9.4	流動負債	813,497	9.3
現金預金	754,815	8.6	1年以内返済長期借入金	478,616	5.5
未収入金	28,148	0.3			
施設未収入金	15,031	0.2	未払費用	65,810	0.7
前払費用	18,103	0.2	未払法人税等	94,180	1.1
その他の流動資産	10,538	0.1	前受金	99,719	1.1
固定資産	7,935,573	90.6	その他の流動負債	75,172	0.9
建物	5,595,701	63.9	固定負債	5,711,090	65.2
建物附属設備	1,226,641	14.0	長期借入金	5,163,450	59.0
減価償却累計額	△2,056,690	△23.5	受入保証金	527,640	6.0
長期性預金	2,500,000	28.5	修繕引当金	20,000	0.2
その他の固定資産	669,921	7.7	負債合計	6,524,586	74.5
資産合計	8,762,208	100.0	株主資本	2,237,622	25.5
			負債及び純資産合計	8,762,208	100.0

沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当企業体を指定管理者として平成19年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設の維持管理等に関する業務
- (2) 入居企業の支援に関する業務
- (3) その他管理運営業務に附帯する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書」第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、57,452,914円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	科 目	金 額
指定管理料収入	57,453	100.0	人件費	10,248	18.0		
			設備管理費	8,683	15.2		
			保安管理費	11,275	19.7		
			清掃管理費	8,921	15.6		
			その他経費	17,974	31.5		
合 計	57,453	100.0	合 計	57,101	100.0		

那覇商工会議所 (補助金)

1 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、地域経済の活性化と安定的な発展、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に、各種補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	110,219,018	95,901,118	補助対象職員の設置費 指導事業費等
創業力・経営力向上支援事業補助金	21,201,743	19,772,000	経営向上塾開催費 創業アドバイザーの設置 等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	528,286	528,000	経営強化指導事業費
合 計	131,949,047	116,201,118	

(単位：円)

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出		
	金 額	構成比	
科 目	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	人件費	95,277	72.2
その他の収入	指導事業費	14,899	11.3
	その他事業費	21,773	16.5
合 計	合 計	131,949	100.0

沖縄県信用保証協会 (出資・補助金・損失補償)

1 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証、中小企業者等が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証等を行っている。

平成26年度の主な事業実績は、保証承諾額55,706百万円、保証債務残高139,122百万円、代位弁済額(元利)3,730百万円となっている。

2 財政的援助等の内容

県は、当協会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等を交付している。

(1) 基本金8,209,054,000円のうち、2,535,616,000円、30.9%を出資している。

(2) 損失補償金の交付

小規模企業対資資金等7資金の損失補償契約に基づき29,893,139円を交付している。

(3) 補助金の交付

沖縄県補助金等の交付に関する規則及び沖縄県信用保証料補填補助金交付要綱に基づき、補助金42,399,000円を交付している。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
県単融資制度資金損失補償金	211,908,831	29,893,139	小規模企業対策資金 等7資金
沖縄県信用保証料補填補助金	15,344,757,000	42,399,000	信用保証料補填補助
合 計	15,556,665,831	72,292,139	

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出		
	金 額	構成比	
科 目	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	72,292	0.5	県単融資制度資金損失 補償金
その他の収入	15,484,374	99.5	沖縄県信用保証料補填 補助金
合 計	15,556,666	100.0	合 計
		15,556,666	100.0

4 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
現金	254	0.0	基本財産	12,551,982	7.7
預け金	8,629,518	5.3	収支差額変動準備金	1,291,875	0.8
有価証券	10,794,774	6.7	責任準備金	844,960	0.5
不動産	352,906	0.2	求償権償却準備金	411,816	0.3
損失補償金見返	1,699,696	1.1	退職給付引当金	704,238	0.4
保証債務見返	139,121,994	85.6	損失補償金	1,699,697	1.1
求償権	1,180,430	0.7	保証債務	139,121,994	85.6
雑勘定	693,538	0.4	借入金	1,727,000	1.1
			雑勘定	4,119,548	2.5
資 産 合 計	162,473,110	100.0	負債及び正味財産合計	162,473,110	100.0

株式会社 沖縄ダイケン
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県自動車駐車場管理条例」第3条及び「沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成19年度から県民広場地下駐車場、平成25年度から沖縄 I T津梁パーク施設の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 県民広場地下駐車場及び沖縄 I T津梁パーク施設の管理運営に関する業務
- (2) 県民広場地下駐車場及び沖縄 I T津梁パーク施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 利用料金の収受等に関する業務

2 財政的援助等の内容

「県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書」第36条に基づき、利用料金は指定管理者の収入として収受する。また、年度協定書第5条に基づき固定納付金として年額66,391,500円、第6条に基づき剰余納付金6,900,000円を県に納付している。

県が、「沖縄 I T津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書」第4条に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、64,752,685円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出			
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県民広場地下駐車場施設利用料収入	115,601	64.1	県民広場地下駐車場固定納付金	109,854	62.9
その他の収入	113,316	62.8	剰余納付金	66,392	38.0
	2,285	1.3	人件費	6,900	3.9
沖縄 I T津梁パーク施設指定管理料収入	64,753	35.9	その他の経費	16,381	9.4
	64,753	35.9	沖縄 I T津梁パーク施設人件費	20,181	11.6
			建築設備定期点検整備業務費	64,867	37.1
			清掃業務費	23,186	13.3
			委託費	12,627	7.2
			その他の経費	11,398	6.5
合 計	180,354	100.0	合 計	174,721	100.0

文化の杜共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当企業体は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理業務受注を目的として平成19年4月に設立された。県は、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当企業体を指定管理者として平成19年11月から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設設備の保守点検や清掃などの施設の維持管理、展示会などの広報宣伝
- (2) 美術館の企画展の一部（年間3本）の企画・実施
- (3) 県が企画し、作成したプログラムに基づき教育普及事業の実施

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書」第4条に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、303,867,000円となっている。

なお、平成26年度の利用料金収入は、90,532,827円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出	
	金 額	構 成 比
指定管理料	303,867	76.6
利用料金収入	90,533	22.8
自主事業収入	1,348	0.3
雑収入	968	0.3
合 計	396,716	100.0
		合 計
	406,605	98.5
	1,078	0.2
	5,234	1.3
合 計	412,917	100.0

沖縄県住宅供給公社
(出資・貸付金・公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当公社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行し、昭和47年8月10日に「沖縄県住宅供給公社」として発足している。

当公社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行っているが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。

県は、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（本島北部、中部、南部地区）の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 住宅等の管理
 - ① 賃貸住宅6団地527戸等の管理業務
 - ② 分譲住宅13団地36戸の割賦金収入の管理業務
 - ③ 分譲住宅8団地35戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
- (2) 保有資産の処分事業
 - ① 土地売買契約の締結
 - ③ 受託業務
- (3) 県営住宅管理業務
 - ① 県営住宅建物明渡強制執行業務
 - ② 教職員住宅管理業務
 - ③ 教職員住宅管理業務
 - ④ 県職員住宅管理業務
 - ⑤ 豊見城市改良住宅管理業務
 - ⑥ 浦添市営住宅管理業務
 - ⑦ うるま市営住宅管理業務
 - ⑧ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
 - ⑨ 住まいの総合相談窓口業務
- (4) その他業務
 - ① 沖縄県居住支援協議会事務局

2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付及び指定管理料の交付を行っている。

- (1) 資本金の出資
資本金1,014,887,500円の全額を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成26年度における貸付金の状況は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	平成26年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖縄県住宅供給公社貸付金	714,980,000	0	0	714,980,000

沖縄県緑化種苗協同組合 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当組合は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、互いに協調し、連携して経済活動することを目的に設立された。
果は、「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当組合を指定管理者として平成24年度から名護中央公園、浦添大公園及びバンナ公園の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 名護中央公園の管理運営事業
- (2) 浦添大公園の管理運営事業
- (3) バンナ公園の管理運営事業

2 財政的援助等の内容

県が、「名護中央公園の管理に関する年度協定書」第4条第1項、「浦添大公園の管理に関する年度協定書」第4条第1項及び「バンナ公園の管理に関する年度協定書」第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、名護中央公園23,142,857円、浦添大公園27,257,142円、バンナ公園44,742,857円、合計で95,142,856円となっている。

なお、平成26年度の施設利用収入は、名護中央公園62,420円、浦添大公園78,720円及びバンナ公園253,360円、合計で394,500円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
指定管理料収入	95,143	87.1	人件費	37,955	36.6	
名護中央公園	23,143	21.2	公園管理費等	65,870	63.4	
浦添大公園	27,257	24.9				
バンナ公園	44,743	41.0				
施設利用料収入	394	0.4				
名護中央公園	62	0.1				
浦添大公園	79	0.1				
バンナ公園	253	0.2				
その他の収入	13,637	12.5				
合 計	109,174	100.0	合 計	103,825	100.0	

- (3) 指定管理料の交付
県が下記の協定書第6条に基づいて当公社に対し交付した指定管理料は、1,193,737,000円である。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書 (北部地区) | 74,815,000円 |
| ② 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書 (中部A地区) | 319,381,000円 |
| ③ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書 (中部B地区) | 264,584,000円 |
| ④ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書 (南部地区) | 534,957,000円 |

3 収支状況について

平成26年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
指定管理料収入	1,193,737	100.0	指定管理経費	1,174,935	100.0	

4 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
現金預金	2,079,133	42.5	未払金	376,208	7.7
未収金	246,367	5.0	前受金	385	0.0
分譲事業資産	335,700	6.9	預り金	39,773	0.8
前払金	2,347	0.1	その他の流動負債	34,473	0.7
その他の流動資産	12,146	0.2	固定負債	961,383	19.7
貸倒引当金	△64,305	△1.3	長期借入金	714,980	14.7
固定資産	2,276,364	46.6	預り保証金	44,672	0.9
貸借事業資産	2,100,662	43.0	引当金	201,731	4.1
その他事業資産	178,764	3.7	負債合計	1,412,222	28.9
その他の固定資産	55,743	1.1	資本金	1,014,888	20.8
貸倒引当金	△58,805	△1.2	剰余金	2,460,642	50.3
資産合計	4,887,752	100.0	負債及び資本合計	4,887,752	100.0

久米島空港ターミナルビル株式会社
(出資)

1 事業の概要

当社は、久米島空港を中型ジェット機対応の空港として整備する中、久米島空港ターミナルビルの管理運営に当たるため、平成9年2月に第三セクター方式により設立された。

平成26年度における乗降客数は244,006人で、前年度に比べ7,526人(3.2%)増加している。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) ターミナルビルの維持管理業務
- (2) 土産品店、事務所等の貸室事業
- (3) 壁面広告、自動販売機設置等の附帯業務

2 財政的援助等の内容

県は当社に対して、基本金294,000,000円のうち、135,000,000円、45.9%を出資している。

3 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	296,630	91.0	流動負債	13,057	4.0
現金預金	293,769	90.1	未払金	3,095	0.9
未収金	2,813	0.9	前受金	4,711	1.5
その他の流動資産	48	0.0	その他の流動負債	5,251	1.6
固定資産	29,193	9.0	固定負債	15,262	4.7
有形固定資産	29,043	8.9	預り保証金	2,262	0.7
無形固定資産	150	0.1	長期借入金	13,000	4.0
			負債合計	28,319	8.7
			純資産	297,504	91.3
			(うち基本金)	(294,000)	(90.2)
資 産 合 計	325,823	100.0	負債及び正味財産合計	325,823	100.0

沖縄都市モノレール株式会社
(出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当社は、定時、定速性の確保ができて都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資(第三セクター方式)により設立され、平成15年8月10日に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業している。

平成26年度における1日あたりの総輸送人員は4万1,477人で、前年度の1日あたり4万831人に比べて、1.6%増加している。

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付を行っている。

- (1) 資本金の出資
資本金7,577,250,000円のうち、2,626,000,000円、34.7%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄都市モノレール事業補助金	817,961,000	99,737,000	モノレール延長部インフラ外検討調査等
沖縄県公共交通利用環境改善事業費補助金	623,300,400	461,703,000	共通ICカード乗車券システム導入事業
合 計	1,441,261,400	561,440,000	

(3) 貸付金の状況

平成26年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度未残高	平成26年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
都市モノレール建設事業資金貸付金	5,403,000,000	0	160,000,000	5,243,000,000
都市モノレール事業資金貸付金	3,709,934,000	0	0	3,709,934,000
合 計	9,112,934,000	0	160,000,000	8,952,934,000

日本トランスオーション航空株式会社 (補助金)

1 補助の目的

県は、航空機の不法奪取等の防止対策として、県が設置し管理する空港での乗客の所持品を検査するために、エックス線透視手荷物検査機器や金属探知機等の保安施設の設置及び当該保安施設に係る検査に要する経費について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成26年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
空港保安施設設置事業等補助金	239,232,802	82,535,000	保安施設に係る検査事業(石垣空港他2空港)

(単位：円)

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

科目	入		支		出
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	82,535	34.5	検査業務費		239,233
その他の収入	156,698	65.5			100.0
合計	239,233	100.0	合計		239,233

(単位：千円、%)

3 収支状況について

平成26年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	561,440	39.0	委託料		1,441,261	100.0
その他の収入	879,821	61.0				
合計	1,441,261	100.0	合計		1,441,261	100.0

4 財政状態について

平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	1,715,744	8.7	流動負債	1,151,675	5.8
現金預金	1,263,052	6.4	短期借入金	450,000	2.3
貯蔵品	231,227	1.2	未払金	280,689	1.4
その他の流動資産	221,465	1.1	その他の流動負債	420,986	2.1
固定資産	17,893,791	91.3	固定負債	24,858,512	126.8
有形固定資産	17,770,543	90.6	長期借入金	24,690,544	125.9
土地	5,107,385	26.0	その他の固定負債	167,968	0.9
建物	3,913,665	20.0	負債合計	26,010,187	132.6
構築物	18,045,367	92.0	株主資本	△6,400,652	△32.6
車両	6,587,287	33.6	資本金	7,577,250	38.6
その他有形固定資産	1,659,320	8.5	利益剰余金	△13,977,902	△71.2
資産	△17,542,481	△89.5	負債及び純資産合計	19,609,535	100.0
減価償却累計額	50,577	0.3			
無形固定資産	72,671	0.4			
投資その他の資産					
資産合計	19,609,535	100.0			

公益社団法人 うるま市シルバー人材センター
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立石川青少年の家の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、38,851,000円となっている。

なお、平成26年度の利用料金収入は、1,505,390円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
指定管理料収入	38,851	91.5	人件費	18,796	45.3	
施設利用料収入	1,506	3.6	需用費	9,799	23.6	
自主事業収入	201	0.5	委託料	9,398	22.7	
その他収入	1,885	4.4	使用料及び貸借料	1,651	4.0	
			その他の経費	1,821	4.4	
合 計	42,443	100.0	合 計	41,465	100.0	

公益社団法人 南城市シルバー人材センター
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立玉城青少年の家の管理を行わせている。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,111,000円となっている。

なお、平成26年度の利用料金収入は、3,394,880円となっている。

3 収支状況について

平成26年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
指定管理料収入	37,111	87.4	人件費	15,463	36.4	
施設利用料収入	3,395	8.0	需用費	11,287	26.6	
自主事業収入	142	0.3	委託料	9,453	22.3	
その他収入	1,814	4.3	使用料及び貸借料	1,917	4.5	
			その他の経費	4,342	10.2	
合 計	42,462	100.0	合 計	42,462	100.0	

**公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議
(出資)**

1 事業の概要

当法人は、暴力団による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。

平成26年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 暴力団の不当行為の防止に関する広報啓発活動
- (2) 民間の暴力団排除活動の支援
- (3) 暴力団の不当行為等に関する相談活動
- (4) 暴力団からの離脱援助活動
- (5) 不当要求防止責任者講習
- (6) 暴力団対策等に係る調査研究

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し次のとおり基本財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6%を出資している。

3 財政状態について

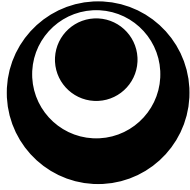
平成26年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	12,114	2.0	流動負債	441	0.1
現金預金	11,568	1.9	未払金	306	0.1
その他の流動資産	546	0.1	預り金	135	0.0
固定資産	590,838	98.0	固定負債	1,177	0.2
基本財産	589,335	97.7	退職給付引当金	1,177	0.2
その他の固定資産	1,503	0.3	負債合計	1,618	0.3
			正味財産	601,334	99.7
			(うち基本財産)	(589,335)	(97.7)
資 産 合 計	602,952	100.0	負債及び正味財産合計	602,952	100.0

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成27年度行政監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要

- 1 監査のテーマ
「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」
- 2 監査の目的
毒物及び劇物（以下、「毒物劇物」という。）を取扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法（以下、「法」という。）において、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏えい等の防止の措置を行うことや容器や貯蔵場所に毒物劇物の表示を行うこと等が求められている。
しかしながら、取扱いによっては、保健衛生上、大きな危害を及ぼすおそれがあり、地震等の天災や事故等の際には対応に困難を来すことも予想されることから、毒物劇物の保管状況及び管理体制を検証し、適正な管理に資することを目的とする。
- 3 監査対象機関
平成27年3月31日現在で、毒物劇物を保有する全ての機関とした。
- 4 監査の着眼点
 - (1) 管理体制は適正か
 - (2) 保管場所及び容器への毒物劇物の表示がされているか
 - (3) 保管場所の施設は適切にされているか
 - (4) 保管場所は、堅固性を有するか
 - (5) 保管容器の転倒防止の措置は講じられているか
 - (6) 管理記録簿による受入れ・払出し、使用量や在庫量の管理は適正か
 - (7) 長期間使用していないものの保管は適正か
 - (8) 廃棄方法や施設外への運搬方法は適正か
- 5 監査の実施期間
平成27年6月から同年10月までの間に監査を実施した。
- 6 監査の実施方法
平成27年3月31日時点における監査対象機関全体の毒物劇物の保有状況及び調査実施時点（平成27年6月）の管理状況を書面により調査した。
調査結果を踏まえ、保有していると同答のあった139機関の中から、保有数の多さや部局のバランス等を考慮のうえ10機関を選定し、提出された調査票をもとに実地監査を行った。

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査対象機関	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施期間	1
6 監査の実施方法	1
第2 毒物劇物の管理等の概要	2
1 毒物劇物の保有状況	2
(1) 部局別、本庁・出先機関別の保有状況	2
(2) 保有している毒物劇物の状況	3
(3) 使用目的、使用頻度及び購入の状況	4
2 管理体制及び安全対策	5
(1) 管理責任者の設置状況	5
(2) 保管場所等の状況	6
(3) 保管場所及び保管容器の表示状況	8
(4) 管理記録簿の整備状況	8
(5) 毒物劇物危害防止規定等の整備状況	9
(6) 廃棄処理及び施設外への運搬の状況	10
第3 監査の結果及び所見	12
1 管理体制と保管について	12
2 安全対策について	13
3 適正な管理のための指導について	13
参考資料	14
1 毒物、劇物、特定毒物とは	14
2 毒物劇物の取扱いについて	14
3 毒物劇物に関する主な通知	15
通知1「毒物劇物危害防止規定について」	15
通知2「毒物及び劇物の保管管理について」	17
通知3「毒物劇物監視指導指針の制定について」	17

第2 毒物劇物の管理等の概要

1 毒物劇物の保有状況

(1) 部局別、本庁・出先機関別の保有状況

毒物劇物を保有している機関は表1のとおりで、全機関の314機関のうち、保有機関は139機関、割合にして44.3%となっている。

部局別では、教育庁の72機関(51.8%)が最も多く、次いで警察本部の20機関(14.4%)、農林水産部の19機関(13.7%)となっており、この3部局で保有機関全体の79.9%を占めている。

教育庁の保有機関については、ほとんどが県立学校(70機関)であった。

表1 部局別の保有状況(平成27年3月31日現在)

部局名	機関数			保有機関数		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計
知事公室	5	1	6		1	1
総務部	7	10	17		1	1
企画部	8		8			0
環境部	4	1	5		1	1
子ども生活福祉部	7	13	20		5	5
保健医療部	5	5	10		3	3
農林水産部	12	31	43		19	19
商工労働部	8	5	13		2	2
文化観光スポーツ部	4	2	6		2	2
土木建築部	14	10	24		1	1
出納事務局	2		2			0
企業局	4	6	10		6	6
教育庁	9	85	94		72	72
病院事業局	1	6	7		6	6
警察本部	30	15	45	6	14	20
議会事務局	1		1			0
人事委員会・労働委員会・監査委員 事務局	3		3			0
合計	124	190	314	6	133	139

※企業局久志浄水管理事務所名蔵浄水場については、管理事務所とは別機関として計上した。

(2) 保有している毒物劇物の状況

保有している毒物劇物の品目数は表2のとおりで、保有品目数は各機関の保有品目数を累計したものである。

保有機関数の最も多かった教育庁が保有品目数でも最も多い結果となっており、全体の68.4%となっている。

表2 部局別の保有品目数(平成27年3月31日現在)

部局名	保有機関数	保有品目数(累計)		
		毒物	特定毒物	計
知事公室	1	1		4
総務部	1		1	1
企画部	0			0
環境部	1			8
子ども生活福祉部	5	4		50
保健医療部	3	13	(5)	81
農林水産部	19	16		183
商工労働部	2	3		24
文化観光スポーツ部	2			15
土木建築部	1	2		12
出納事務局	0			0
企業局	6	6		34
教育庁	72	108		1,255
病院事業局	6	5		58
警察本部	20	18	(1)	109
議会事務局	0			0
人事委員会・労働委員会・監査委員 事務局	0			0
合計	139	176	(6)	1,834

※特定毒物は毒物に含まれる。(14頁 参考資料「1. 毒物、劇物、特定毒物とは」参照)

※保有品目数のうち、政令で定めるものについてはひとくくりで調査したため、実数にかかわらず保有していれば1として計上した。

保有している機関が多い毒物劇物は表3のとおりで、毒物より劇物の方が保有機関数が多かった。

表3 保有している機関が多い毒物劇物 (平成27年3月31日現在)

	品目名	保有機関数
毒物	水銀	54
	真鍮	26
	弗化水素	7
	ニコチン	5
	砒素	5
劇物	塩化水素 (塩酸)	115
	硫酸	109
	水酸化ナトリウム	105
	メタノール	93
	水酸化カリウム	82
	硝酸	80
	過酸化水素	79
	ホルムアルデヒド	78
	クロロホルム	77
	アンモニア	69

(3) 使用目的、使用頻度及び購入の状況
 使用目的の状況は表4のとおりで、毒物劇物とも「実験・実習用」の割合が最も高く、主な機関は県立学校や大学となっている。
 次の「試験研究用」が多くなっており、主な機関は試験研究機関や保健所等となっている。

「その他」の主なものは、機器の洗浄・消毒用や警察における捜査用等となっている。

表4 使用目的の状況

	試験研究用	実験・実習用	農業用	医療用	その他
毒物	23.5 %	58.2 %	3.3 %	1.3 %	13.7 %
劇物	19.0 %	69.2 %	1.8 %	1.9 %	8.1 %

使用頻度の状況は表5のとおりで、毒物劇物の品目別の使用頻度を集計して割合を算出したものとなっている。

5年以上使用されていないものが、毒物では43.2%、劇物では26.8%あった。実地監査で確認したところ、5年以上使用していない理由は、カリキュラムが変わって使用しなくなったため、希釈された既製品の方を使うようになったため、業務上必要がなくなったため等であった。また、使用見込みがないものについて、予算がないため廃棄できていないとの回答が多かった。廃棄予定として選別のうえ、別保管しているところもあった。

表5 使用頻度の状況

	よく使用する	年に数回程度	この5年以内に数回程度	5年以上使用していない
毒物	17.8 %	25.3 %	13.7 %	43.2 %
劇物	19.2 %	33.0 %	21.0 %	26.8 %

購入機関が多い毒物劇物は表6のとおりで、よく購入されている品目は毒物より劇物が多かった。購入機関としては学校が最も多く、次いで試験研究機関であった。

表6 購入機関が多い毒物劇物 (平成26年度)

品目名	区分	購入機関数	購入回数	購入額 (円)
水酸化ナトリウム	劇物	27	77	79,388,556
硫酸	劇物	25	55	14,009,567
塩化水素 (塩酸)	劇物	20	27	81,792
メタノール	劇物	19	47	395,951
過酸化水素	劇物	15	19	23,560
ホルムアルデヒド	劇物	10	44	636,512

※水酸化ナトリウムと硫酸の購入額のほとんどは企業局 (水質検査用等) が占めている。

2 管理体制及び安全対策

(1) 管理責任者の設置状況
 厚生省通知 (別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」) において、毒物劇物の業務上取扱者は、毒物劇物による危害防止のため、管理責任体制を明確にするよう求められている。

実際に毒物劇物を取り扱う担当職員以外で、毒物劇物の取扱いに関し、全体

の管理監督を行う管理責任者の設置状況は表7のとおりで、設置しているのは全体の86.3%にあたる120機関であった。

機関によっては班ごとに管理責任者を設置しているところがあり、管理責任者を一部の班しか設置していない機関が1機関(0.7%)あった。全く設置していない機関は18機関(13.0%)あった。

表7 管理責任者の設置状況

保有機関数	あり	一部あり	なし
139 (構成比)	120 (86.3%)	1 (0.7%)	18 (13.0%)

(2) 保管場所等の状況

毒物劇物の保管について、厚生省通知(別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」)において、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすること。」とされている。

毒物劇物の保管場所の状況は表8-1のとおりで、最も多い「研究室等」には研究室のほか、検査室、試験室、準備室等を含んでおり、「その他」は倉庫、機械室、屋外(タンク)等となっている。

表8-1 保管場所の状況

保有機関数	保管場所		
	研究室等	薬品庫	その他
139	180	86	20
			計
			286

※保管場所については複数回答があるため、保有機関数とは一致しない。

保管場所の鍵の有無については表8-2のとおりで、286カ所の保管場所のうち278カ所(97.2%)が施錠できるようになっていた。鍵がない8カ所については、鍵付きの専用保管庫に保管されていたり、保管場所に立ち入るまでの経路では施錠できるようになっていた。

表8-2 保管場所の鍵の有無

保管場所数	鍵の有無	
	あり	なし
286	278	8

専用保管庫の有無については表9-1のとおりで、専用保管庫で保管している機関は128機関(92.1%)であるが、そのうち、専用保管庫以外(共用の棚等)でも保管している機関が36機関あり、専用保管庫のない11機関と合わせると47機関(33.8%)が毒物劇物を他の化学物質と共用の棚等で保管している状況であった。

実地監査で確認したところ、共用の棚に保管する場合は他の化学物質とスペースを分ける等の工夫をしている機関があった。

表9-1 専用保管庫の有無

保有機関数	専用保管庫の有無		
	あり	専用保管庫以外(共用の棚等)での保管	
		なし	あり
139 (構成比)	128 (92.1%)	92	36
			なし
			11 (7.9%)

専用保管庫の鍵の有無については表9-2のとおりで、鍵付きの保管庫である機関が119機関(93.0%)となっていた。保管庫に鍵が付いていない場合でも、保管庫のある部屋には鍵が付いていた。

表9-2 専用保管庫の鍵の有無

専用保管庫のある機関数	鍵の有無	
	あり	一部あり
128 (構成比)	119 (93.0%)	6 (4.7%)
		なし
		3 (2.3%)

また、専用保管庫は金属製(スチール製やステンレス製等)のものが多く、形態はキャビネットや戸棚のほか、冷蔵庫もあった。専用保管庫以外の保管庫についても同様であった。

法第11条第2項では、毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じよう規定されている。

保管庫(専用以外も含む)及び保管容器の転倒防止等対策の状況は表10のとおりで、全ての保管庫を金具やワイヤー等で固定する対策をしている機関は55機関(39.6%)、一部又は全く対策していない機関は84機関(60.4%)であった。また、全ての保管容器を転倒・衝突・落下防止等のため仕切りやトレー

対策をしている機関は48機関（34.5%）、一部又は全く対策していない機関は91機関（65.5%）であった。

実地監査で確認したところ、保管容器の転倒防止等対策において、専用保管庫で保管している場合は仕切りによる対策がされているものが多かったが、共用の棚等で保管している場合は対策されていないものが多かった。

表10 転倒防止等対策の状況

保有機関数	転倒防止等対策の有無	
	あり	なし
139 (構成比)	55 (39.6%)	46 (33.1%)
保管庫 (構成比)	38 (27.3%)	31 (22.3%)
保管容器 (構成比)	60 (43.2%)	15 (10.7%)

(3) 保管場所及び保管容器の表示状況

保管場所や保管容器には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示するよう法第12条第1項及び第3項で規定されており、その表示状況は表11のとおりである。

保管場所への表示について、非表示又は一部表示となっている機関は44機関（31.6%）で、実地監査で確認したところ、表示義務を知らなかった事例や、保安上の観点から保管庫のみの表示としている事例があった。

保管容器への表示については、通常は容器のラベルに印刷表示されているが、劣化により表示がとれているものや、別容器に移し替えて使用しているものについて、表示がされていない機関が40機関（28.8%）あった。

表11 「毒物」又は「劇物」の表示状況

保有機関数	表示状況	
	全部表示	非表示
139 (構成比)	95 (68.3%)	16 (11.5%)
保管場所 (構成比)	28 (20.1%)	11 (7.9%)
保管容器 (構成比)	29 (20.9%)	5 (3.6%)

(4) 管理記録簿の整備状況

厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、毒物劇物の業務上取扱者は、「毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じた使用量の把握」を行うよう求められている。

管理記録簿の整備状況は表12-1のとおりで、管理記録簿を全て整備していた機関は109機関（78.4%）で、一部又は全く整備していない機関は30機関（21.6%）であった。

実地監査で確認したところ、管理記録簿を整備している機関についても、在庫数のみの記載で受け払いの状況は記録していない等、十分な記載内容となっていないものもあった。

表12-1 管理記録簿の整備状況

保有機関数	管理記録簿の有無	
	あり	なし
139 (構成比)	109 (78.4%)	7 (5.0%)
	23 (16.6%)	7 (5.0%)

管理記録簿と在庫量との照合状況は表12-2のとおりで、管理記録簿を整備している132機関（一部整備含む）のうち、在庫量と照合している機関は125機関、照合していない機関は16機関であった。

照合頻度については、「年1回」～「年3回」が93機関と最も多く、また、「毎日」照合している機関は3機関であった。

表12-2 管理記録簿と在庫量との照合状況

管理記録簿のある機関数	在庫量との照合している											照合していない		
	照合している											照合していない		
	毎日	週1回	月1回	年0回	年1回	年2回	年3回	年4回	年5回	年6回	年7回	年8回	年9回	不明
132	125	3	2	21	1	3	16	37	40	1	21	16		

※照合の頻度については複数回答があるため、合計は一致しない。

(5) 毒物劇物危害防止規定等の整備状況

厚生労働省通知（別添通知3「毒物劇物監視指導指針の制定について」）において、毒物劇物の管理責任体制や危害防止について定めた「危害防止規定」（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）を作成するよう求められており、その整備状況は表13のとおりである。また、緊急連絡網とSDS（安全データシート）の整備状況についても表13のとおりである。

危害防止規定については、作成されているのは39機関のみで、106機関において作成されていないかった。

法第16条の2において、「保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出る」ことや「盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならぬ」と規定されているが、緊急連絡網を整備していた機関は104機関で、整備していない機関が39機関であった。

SDS（安全データシート）とは、毒物劇物を購入する際に販売業者から提供されるもので、その毒物劇物の特性や取扱い方法等が記載されており、SDSを備えておくことは適正な取扱いのために有用であるが、備えていたのは48機関のみであった。

表13 危害防止規定等の整備状況

保有機関数	危害防止規定		緊急連絡網		SDS	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
139	39	106	104	39	48	99

※同一機関でも部署ごとに回答が異なることがあるため、合計は一致しない。

(6) 廃棄処理及び施設外への運搬の状況

毒物劇物の廃棄方法については、法第15条の2及び同法施行令第40条において、中和、希釈等により保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられている。自己処理できない場合は、知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託することもできる。

毒物劇物の廃棄処理状況は表14のとおりで、全て外部委託している機関が72機関（51.8%）で最も多く、全て自己処理している機関は12機関（8.6%）と少なかった。処理事例なしの機関は24機関（17.3%）あり、理由としては全て使い切っている等であった。

外部委託の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付及び保管することになっているが、実地監査で確認したところ、ほとんどの機関で保管されていた。

自己処理の場合は、中和や希釈等の処理後に廃棄していた。

表14 毒物劇物の廃棄処理状況

保有機関数	自己処理	外部委託	自己処理及び委託	処理事例なし
139 (構成比)	12 (8.6%)	72 (51.8%)	31 (22.3%)	24 (17.3%)

平成26年度の外部委託の状況は表15のとおりで、委託総額は7,096,744円であった。企業局や警察本部では、本庁等で一括で委託処理している例もあった。

表15 外部委託の状況（平成26年度）

保有機関数	委託した機関数	委託回数	金額（円）
139	50	69	7,096,744

毒物劇物の施設外への運搬にあたっては、法第11条第3項の規定により、飛散や漏れ等の防止措置を講じることが義務づけられている。

施設外への運搬状況は表16のとおりで、過去3年間に27機関（19.4%）の機関で施設外への運搬事例があったが、実地監査で確認したところ、持ち出しの際は密閉容器を使用する対策がとられていた。

表16 施設外への運搬状況（平成24～26年度）

保有機関数	施設外への運搬		施設外へ運搬した理由
	あり	なし	
139 (構成比)	27 (19.4%)	112 (80.6%)	現場で使用 処分業者への持ち込み 他機関への送付 別建物への移動
			17 5 4 1

第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」をテーマとして、毒物劇物の保有状況及び管理状況を調査し、さらに、保有機関の中から10機関を選定して実地監査を行った。

監査に当たっては、法令で規定された義務的事項と関係通知による指導事項について確認を行ったところ、不適切な事例があった。

毒物劇物は取扱いによっては、大きな危害を及ぼすおそれがあることから、法令や関係通知の趣旨及び内容を十分理解いただき、今後、毒物及び劇物の適正な管理について、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 管理体制と保管について

(1) 管理責任者の設置については、厚生省通知（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）において、毒物劇物による危害防止のため管理責任体制を明確にすることが求められている。

管理責任者を設置していなかった19機関においては、毒物劇物を直接取り扱う職員だけで管理するのではなく、総括管理する責任者を明確にすることで、保健衛生上の危害を未然に防止するよう努めていただきたい。

(2) 保管場所については、厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること」とされている。

施設については概ね適正であったが、毒物劇物以外のものと混在して貯蔵、陳列している機関があったことから、専用保管庫等で明確に区分するよう努めていただきたい。

(3) 保管容器の表示については、法第12条第1項において、毒物であれば赤地に白色で「医薬用外毒物」、劇物であれば白地に赤色で「医薬用外劇物」と表示することが義務づけられている。

保管容器への表示がされていなかった40機関においては、毒物劇物を購入後、劣化により表示がとれた場合や別容器に移し替えた場合でも、必ず表示をつけ直し、毒物劇物であることがわかるようにしていただきたい。

(4) 管理記録簿については、厚生省通知（別添通知2「毒物及び劇物の保管管理について」）において、「毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握」を行うよう求められている。

管理記録簿を整備していなかった30機関と管理記録簿の内容が不十分な機関においては、日頃から適正な在庫管理を行うため、また、盗難・紛失等が発生した時に備え、品目別と受け払いの状況が確認できる管理記録簿を整備し、定期的に在庫量との照合を行うよう努めていただきたい。

(5) 使用見込みのない毒物劇物を保有している機関においては、使用する毒物劇物とは区別して管理し、盗難や事故を防止するうえでも、早めの廃棄処分等に努めていただきたい。

また、委託による廃棄の場合は処分費用を要することから、関係機関で集約する等、効率的な方法を検討していただきたい。

2 安全対策について

(1) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策については、法第11条第2項において、毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じるよう規定されている。

保管庫の転倒防止等対策をしていない84機関と、保管容器の転倒防止等対策をしていない91機関においては、地震や事故に備え、保管庫は金具やワイヤーで固定したり、保管容器はトレーや仕切りで転倒・衝突・落下防止を図る等、毒物劇物の飛散・流出等の防止を行っていただきたい。

(2) 危害防止規定については、厚生労働省通知（別添通知3「毒物劇物監視指導指針の制定について」）において、毒物劇物の管理責任体制や危害防止について定めた「危害防止規定」（別添通知1「毒物劇物危害防止規定について」）を作成するよう求められている。

危害防止規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした自主的な規範とされているので、整備がされていない106機関においては、管理体制や緊急連絡網のほか作業方法や点検方法等の事項を記載した同規定の整備を図り、より一層の安全管理に努めていただきたい。

3 適正な管理のための指導について

毒物劇物の保有機関は大部分が出先機関であり、特に県立学校等の公共機関では、管理の不備が重大な事件事故に繋がりがかねないことから、本庁所管課等における指導が重要である。

県全体で毒物劇物を適正に管理していくため、本庁所管課等においては、法や国の通知の周知徹底を図り、適宜、是正指導に取り組んでいただきたい。

参考資料

1. 毒物、劇物、特定毒物とは

化学物質のうちどれが毒物劇物にあたるかは、「毒物及び劇物取締法」別表第一、第二、第三及び「毒物及び劇物指定令」で規定されており、毒性が強いものが毒物、やや弱いものが劇物で、毒物のうち極めて毒性の強いものが特定毒物となっている。

<平成26年7月時点の毒物劇物の品目数>

種類	品目数		主な品目名
	法別表	指定令	
毒物	27	95	水銀、黄燐、弗化水素、ニコチン、砒素等
	9	10	四アルキル鉛等
劇物	93	286	塩化水素(塩酸)、硫酸、水酸化ナトリウム、メタノール、水酸化カリウム、硝酸等

2. 毒物劇物の取扱いについて

毒物劇物の取扱いについては、「毒物及び劇物取締法」及び国の通知等で規定されている。

毒物劇物営業者(毒物劇物の製造、販売業者等)や特定毒物研究者(特定毒物の製造や使用の許可を受けた者)以外のもの、毒物劇物を業務上取り扱う者は「業務上取扱者」として扱われる。「業務上取扱者」は、届出が必要な業種と必要ない業種の2種類ある。

試験研究機関や学校等の県の機関は、届出を必要としない「業務上取扱者」に該当し、毒物劇物営業者や特定毒物研究者に適用される規定の一部が準用される。(法第22条第5項)

<届出不要業務上取扱者である県の機関に適用される主な規定>

毒物又は劇物の取扱(法第11条)
◆毒物劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。(第1項)
◆施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。(第2項)
◆施設の外において運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。(第3項)
◆保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。(第4項)
毒物又は劇物の表示(法第12条)

◆毒物劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。(第1項)

◆毒物劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。(第3項)

事故の際の措置(法第16条の2)

◆毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。(第1項)

◆毒物劇物が盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。(第2項)

廃棄(法第15条の2、施行令第40条)

◆廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。(以下、政令で定める基準)

・中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物劇物に該当しない物とすること。

・ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

・可燃性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

・前各号により難い場合には、地下メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

3. 毒物劇物に関する主な通知

通知1

「毒物劇物危害防止規定について」

(昭和50年11月6日)

(葉安第80号・葉監第134号)

毒物劇物営業業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。))については、昭和50年7月31日薬発第668号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導をお願いする。

記

- 1 危害防止規定の目的及び性格について
危害防止規定は、毒物劇物製造所における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。
- 2 危害防止規定の記載事項について
(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。
なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であっても差し支えないこと。
- (2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。
なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。
ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

通知 2

「毒物及び劇物の保管管理について」

(昭和52年3月26日薬発第313号)
(厚生省薬務局長から各都道府県知事宛)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取扱法(以下「法」という。)第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。
(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。
なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

通知 3

「毒物劇物監視指導指針の制定について」

(平成11年8月27日医薬発第1036号)

(厚生労働省医薬安全局長から各都道府県知事宛)

毒物劇物の監視及び取締りについては、昭和50年4月1日付け葉発第301号業務局長通知による毒物劇物監視要領（以下「監視要領」という。）に基づき実施されているところであるが、毒物劇物の用途が多様化し、また、昨年には毒物劇物を用いた犯罪が多発したことを踏まえ、毒物劇物の監視指導を、さらに効果的かつ効果的に行うため、今般、監視要領を廃止し、新たに別添のとおり毒物劇物監視指導指針（以下「監視指導指針」という。）を制定することとした。

監視指導指針においては、毒物劇物による保健衛生上の危害防止の観点から毒物及び劇物取締法に基づき必要な事項を新たに監視指導事項として定めるとともに、事故、盗難、違反等に対する対応、行政処分の考え方等についても示したので、貴都道府県においては御了知の上、必要な体制を整備するとともに、監視指導指針を活用され、毒物劇物による危害防止に努められたい。

なお、昭和50年4月1日付け葉発第301号業務局長通知については廃止する。

～毒物劇物監視指導指針（抜粋）～

5. 法第22条第5項に規定する業務上取扱者
法第22条第5項に規定する者（以下「届出不要業務上取扱者」という。）に対する監視指導は、次の事項について行う。

なお、届出不要業務上取扱者に対しては、必要に応じ毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容を説明し、法の遵守を徹底させる。

(1) 毒物劇物の取扱いについて
ア 盗難・紛失の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第1項）

(7) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「盗難等防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

イ 流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第2項）

(7) 毒物劇物等が事業所外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくは

み出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

ウ 運搬用具等からの流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第3項）

(7) 毒物劇物等を事業所外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイロロー・カードが備えられていること。

(オ) 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

エ 飲食物の容器の使用禁止（法第22条第5項で準用される法第11条第4項）

(7) 毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。

(2) 表示について

ア 容器及び被包への表示事項（法第22条第5項で準用される法第12条第1項）

(7) 毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。

・毒物にあつては赤地に白文字で「医薬用外毒物」

・劇物にあつては白地に赤文字で「医薬用外劇物」

イ 貯蔵場所への表示事項（法第22条第5項で準用される法第12条第3項）

(7) 貯蔵場所への表示については以下の表示が行われていること。

- ・毒物の貯蔵場所にあつては「医薬用外毒物」
 - ・劇物の貯蔵場所にあつては「医薬用外劇物」
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (4) 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせ、また、実際にその表示が行われていることを確認していること。
- (3) 廃棄について（法第15条の2）
- (7) 施行令第40条に定める基準に基づき行われていること。
- (4) 廃棄の方法に関する基準が定められている物にあつては、当該基準に従っていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (7) 不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物はすみやかに廃棄していること。
- (エ) 廃棄の内容について記録していること。
- (4) 運搬貯蔵等の基準について（法第16条）
- (7) 容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されていること。
- (4) 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。
- (7) 施行規則別表第2に掲げる毒物劇物を5,000kg以上車両を用いて運搬する際の、助手の同乗、標識掲示、2人分の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。
- (エ) 毒物劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、当該運搬を委託する場合には、荷送人の通知義務が遵守されていること。
- (4) その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあつては、当該基準が遵守されていること。
- (5) 事故の際の措置について
- ア 流出等発生時の届出及び応急措置（法第22条第5項で準用される法第16条の2第1項）
- (7) 毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (4) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (7) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措

- 置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。
- (4) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。
- イ 盗難・紛失発生時の警察への届出（法第22条第5項で準用される法第16条の2第2項）
- (7) 毒物劇物が盗難にあり、又は紛失したときは警察署に届け出ていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (4) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあつた場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--